

第3期鳥取県障害福祉計画

平成24年4月

鳥取県

目次

第1 総論	
1 計画の趣旨	1
2 計画の基本的理念	1
3 計画期間	3
4 計画の進行管理	3
5 計画の見直しの時期	3
6 圏域の設定	3
7 障害福祉サービスの体系図	4
第2 第2期計画に規定した施策の評価	
1 入所施設の入所者の地域生活への移行	6
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	7
3 福祉施設等から一般就労への移行	8
4 障害福祉サービス等の確保策	10
5 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等	12
6 県が実施する地域生活支援事業	13
(1) 専門性の高い相談支援事業	13
(2) 広域的な支援事業	15
(3) 障害者福祉従業者研修事業	15
(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進	16
(5) 盲人ホーム運営支援	16
(6) 生活訓練事業	16
(7) 情報支援等事業	16
(8) 社会参加促進事業	17
(9) スポーツ振興事業	18
(10) 文化・芸術振興事業	18
(11) 障害児・者地域生活体験事業	18
7 県が独自に実施するその他の主な地域生活支援に関する事業	19
第3 各論	
1 第3期計画の目標	21
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	21
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	25
(3) 福祉施設等から一般就労への移行	28
2 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保策	33
(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	33
(2) 生活介護	34
(3) 自立訓練（機能訓練）	35
(4) 自立訓練（生活訓練）	36
(5) 就労移行支援	37
(6) 就労継続支援（A型）	38
(7) 就労継続支援（B型）	39
(8) 療養介護	40
(9) 短期入所	41
(10) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）	42
(11) 施設入所支援	43
(12) 計画相談支援・地域相談支援・地域定着支援	44
(13) 移動支援	45

(参考) 障がい児支援のための体制整備	46
3 圏域単位を標準とした障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策	47
(1) 東部圏域	47
(2) 中部圏域	50
(3) 西部圏域	53
4 障害者支援施設の必要入所定員総数	58
5 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等	58
(1) サービス提供に係る人材の確保	58
(2) サービス提供に係る人材の研修	59
(3) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	59
(4) コンプライアンスの遵守	59
6 障がいのある人の権利擁護	60
7 県が実施する地域生活支援事業	61
(1) 専門性の高い相談支援事業	61
ア 発達障がい者支援センター事業	61
イ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援部分）	61
ウ 聴覚障がい者相談員設置事業	62
エ 障がい児等地域療育支援事業	62
オ 高次脳機能障がい支援普及事業	62
(2) 広域的な支援事業	63
ア 相談支援体制整備事業	63
イ 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	64
(3) 障がい者福祉従業者研修事業	65
ア サービス提供責任者研修	65
イ サービス従事者研修	65
ウ 障がい福祉従業者障がい分野別基礎研修	65
エ 障害程度区分認定調査員等研修	65
オ 相談支援従事者研修	66
カ 同行援護従事者養成研修	66
キ 行動援護従業者養成研修	66
ク サービス管理責任者研修	66
ケ 障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修研修	66
コ 行動障がい者支援研修	66
サ 要介助高齢知的障がい者支援研修	67
シ 地域移行支援研修	67
ス 介護職員等によるたんの吸引等研修	67
(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進	67
(5) 盲人ホーム運営支援	67
(6) 生活訓練事業	68
(7) 情報支援等事業	68
ア 手話通訳者設置事業	68
イ 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等養成研修事業	68
ウ 点字図書館の運営支援	69
エ 点字・声の広報等発行事業	69
オ 点字による即時情報ネットワーク事業	70
カ 字幕入りビデオライブラリー事業	70
キ 聴覚障がい者情報拠点機能の強化	70
ク 障がいのある人のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	71
ケ 盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業	71
(8) 社会参加促進事業	71

ア	補助犬育成事業	71
イ	障がい者社会参加推進センター設置事業	72
ウ	知的障がい者レクリエーション教室開催事業	72
エ	精神障がい者家族教室開催事業	72
(9)	スポーツ振興事業	72
(10)	文化・芸術振興事業	73
(11)	障がい児・者地域生活体験事業	73
8	県が実施する地域生活支援事業に係る見込量	74
9	県が独自に実施するその他の主な地域生活支援に関する事業	77
(1)	地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	77
(2)	「受診サポート手帳」作成・普及啓発事業	77
(3)	総合療育センター遠隔診療実施事業	77
(4)	障がい児・者在宅生活支援事業	77
(5)	小規模作業所等支援事業	77
(6)	難病患者支援事業	77
(7)	てんかんのある方への支援事業	77
(8)	災害時要援護者支援事業	77
資料1	第3期鳥取県障害福祉計画の策定経過	79
資料2	鳥取県障害福祉計画の策定に参画した委員名簿	80

(注1) この計画の文章中、次のとおり「推進」と「促進」の用語を分けて使ってています。

「推進」…… 県が主体的に事業実施する場合

「促進」…… 関係者が主体的に行うことを県が促してすすめる場合

(注2) 鳥取県では平成21年11月28日より「障害」の標記の取扱いを定め、以後、原則「障がい」と標記することとしたことから、この計画の文章中、次のとおり「障害」と「障がい」の用語を分けて使ってています。

「障がい」……単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障害」……「障がい」という表記することにより、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合（例：法令等の名称、他の機関・大会等の名称等の固有名詞、医学用語等の専門用語として用いる場合、著作物を引用する場合）

(注3) 「難病」……「厚生労働省難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患となっている130疾患のことを言います。

(注4) 事業名の末尾に「(新規)」と記載した箇所は、平成24年度新規事業を指しています。

第1 総論

1 計画の趣旨

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条第1項の規定に基づき、法第87条第1項の規定に基づく基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、県として各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

2 計画の基本的理念

平成23年8月の障害者基本法の改正により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的とすることが規定されました。

同法の改正では、その社会の実現は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図るとされました。

- (1) 全て障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図されること。

また、同法は、併せて国及び地方公共団体がその基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施することを求めています。

本県においては、平成20年に、今後おおむね10年後の本県の目指すべき姿を県民と共有する「将来ビジョン」を策定しました。

そこで、住み慣れた地域での暮らしを望む施設入所者や入院者の地域生活への移行が進んでいないこと、障がいのある人の地域生活を支えるシステムの整備と地域住民の理解が必要なこと、障がいのある人の一般就労への移行も困難な状態であることの認識のもと、入所施設の入所者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行を推進していくことを述べています。

あわせて、その実現には、県民の理解、共感及び協力が不可欠であるという認識のもと、平成21年11月に「あいサポート運動」を創設し、障がいの理解について広く普及啓発を実施しているところです。

そこで、本県では、障害者基本法が規定するその理念を踏まえつつ、本県が目指すべき姿を実現するため、次のような基本理念に立って、必要な障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に整備するため、鳥取県障害福祉計画を定めます。

（1）障がいのある人の人権の保障ニーズ及び自己選択・自己決定の尊重

障がいの有無にかかわらず国民は権利の主体者であり、障がいのある人やその家族を含めて県民一人一人の人権が保障されねばならないことは言うまでもありません。とりわけ、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」（日本国憲法第13条）は、障がいのある人の「生活・人生の質（QOL、quality of life）」を重視し高める上で重要です。地域での生活、あるいは施設や病院での生活といった居住の場にかかわらず、利用者主体の支援や、QOLを高める支援に努めなければなりません。

そして、障がいの種類や特性、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所や生活の在り方、人生の過ごし方を選択し、決定できる社会をつくる必要があります。障がいのある人にかかる様々な支援も、常に障がいのある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることを基本とします。

(2) 地域における安心で豊かな生活の保障—地域生活への移行の促進及び入所・入院の縮減適正化を実現する地域生活支援の拡充

ノーマライゼーション（障がいのある人を特別な存在として排除することなく、障がいのない人と等しく、地域の中で普通の暮らしができる社会を構築すること。）の理念のもと、障がいのある人の地域をベースとした安心・安全で豊かな生活の保障を目指します。そのために、共に生きる社会の実現に向けて地域社会へ積極的な働きかけを行いつつ、地域における居住の場である住宅の確保やグループホーム・ケアホームの拡充、必要な介護や援護、保健医療・移動支援・情報アクセスの保障など、障がいの種類や程度にかかわらず地域で安心して暮らすことのできる様々な地域生活支援サービスの整備充実を進めるとともに、既存の社会資源の有効活用を図ります。

その際、障害保健福祉圏域に重なる3つの圏域を設定するなどして、サービス提供の不足やアンバランス、偏在といった問題に留意し、諸サービスの地域間格差を解消するよう努めます。

こうした施策を進める中で、施設入所や病院入院からの地域生活への移行を希望する人の支援を推進します。一方、入所・入院については適正規模への縮減調整を図りつつ、地域福祉・地域生活の視点から施設・病院の有する機能や果たすべき役割を支援していきます。

(3) 働くことによる社会参加と自己実現等の保障—就業支援等の強化

雇用・就業については、障がいのある人の社会参加と自己実現の保障、所得保障の充実を図る観点から、更なる支援の強化が必要です。本県としては、障がいのある人の雇用・就業の実態を可能な限り詳細に明らかにし、障がいのある人がそれぞれの潜在能力や可能性を最大限に發揮し、希望する生活を送るための収入の確保が図られるよう、労働・福祉、教育・訓練、保健・医療等の関係機関が連携した取組を展開します。とりわけ就労移行支援事業等の充実とともに、企業や公共機関等への理解啓発、職場職域の開拓やフォローアップなども行いつつ、必要な条件整備を進める中で就業の機会の拡大や雇用継続に対する支援の強化を図ります。また、「地産地消」を積極的に進める等の工夫によって、就労継続支援事業等での仕事の確保や工賃の増額を追求します。

(4) あいサポート運動の推進

県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を目指すことを目的として、鳥取県が平成21年11月28日に「あいサポート運動」を創設しました。平成23年には島根県（平成23年3月協定締結）及び広島県（平成23年12月協定締結）と連携するなど鳥取県から全国へ広がっていくよう取り組んでいます。

誰でも地域の一員として生き生きと暮らしていくためには、自分が理解されているということが必要ですが、障がいについては、まだまだその内容や配慮等が広く知られていないため、障がいのある人が、いろいろな面でつらい経験をされているという実情があります。地域社会における障がい者に対する理解を深めるための普及啓発が求められています。障がいを知ることから始める。そして、「障がいを知り共に生きる」をキャッチフレーズに、更にあいサポート運動の輪を広げていき、障がいがあってもなくても暮らしやすい共生社会の実現を図っていきます。

(5) 県と市町村等との連携

障害者自立支援法第2条第2項において、「都道府県は、市町村が行う自立支援給付及び地域支援生活事業が適正かつ円滑に行われるよう市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有する」旨定められています。

平成22年12月に公布（一部を除き平成24年4月1日施行）された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「つなぎ法」）等の施行に伴い、市町村が果たす役割はますます重要になってきている中、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を担う市町村と県が緊密に連携していくことが不可欠となります。

当該事業における市町村の自主性の尊重を大前提とした上で、市町村自らが行うサービス格差是正

の取組に協力するなど、前述の県の責務を果たすことができるよう市町村に対する助言、情報提供など必要な支援を行っていきます。

さらに、障害福祉サービス事業所、障がい者団体、NPO法人、地域住民など民と官が協働していくことが重要であり、障がいのある人にとって暮らしやすい共生社会の創出を図っていくためにも民との連携を図っていきます。

3 計画期間

この計画は、平成26年度までに達成すべき事項の数値目標を定め、その目標を達成するために必要な障害福祉サービス量の確保等について、平成24年4月から平成27年3月までの期間を第3期として策定します。

なお、現在、国においては、障害者自立支援法の一部改正が予定されており、それに伴い、策定した第3期障害福祉計画の内容の見直し等が必要になった場合は、その方法等について別に検討します。

4 計画の進行管理

鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会を中心に、この計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して計画の進行・管理を行い、その内容についてインターネットなどにより公表します。

5 計画の見直しの時期

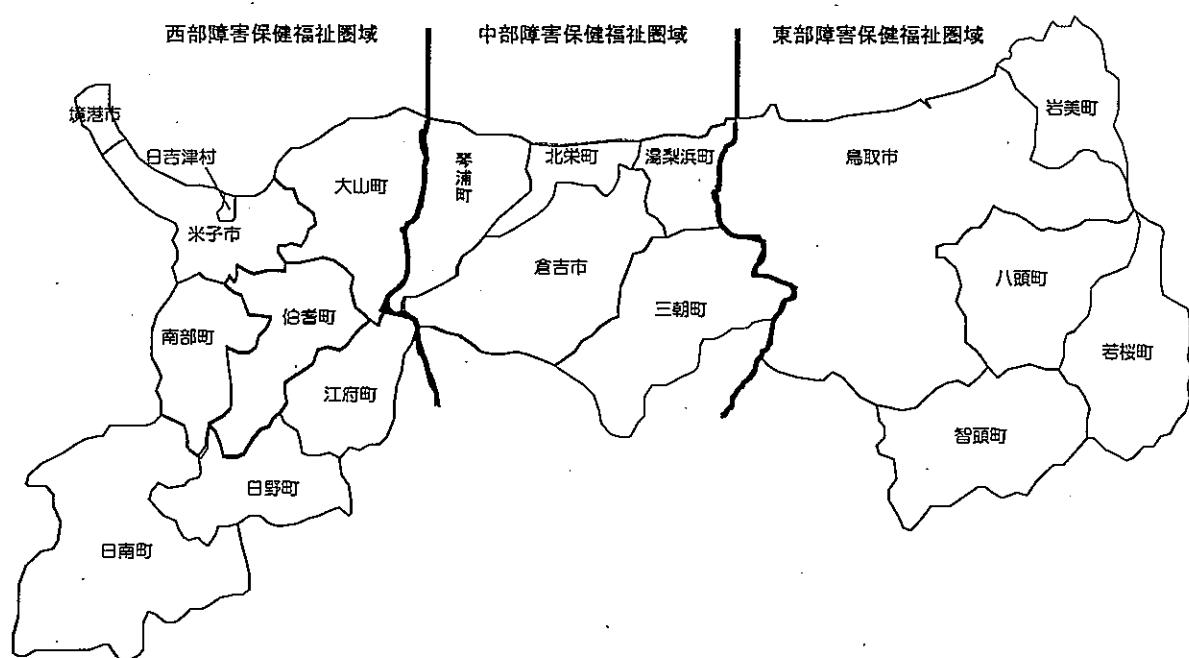
この計画は、平成27年度からの第4期計画を定めるため、平成26年度に見直しを行います。

なお、国で予定されている障害者自立支援法の一部改正に伴い、定めるべき計画の規定が変更された場合は、当該変更に従い、計画の見直し等を行います。

6 圏域の設定

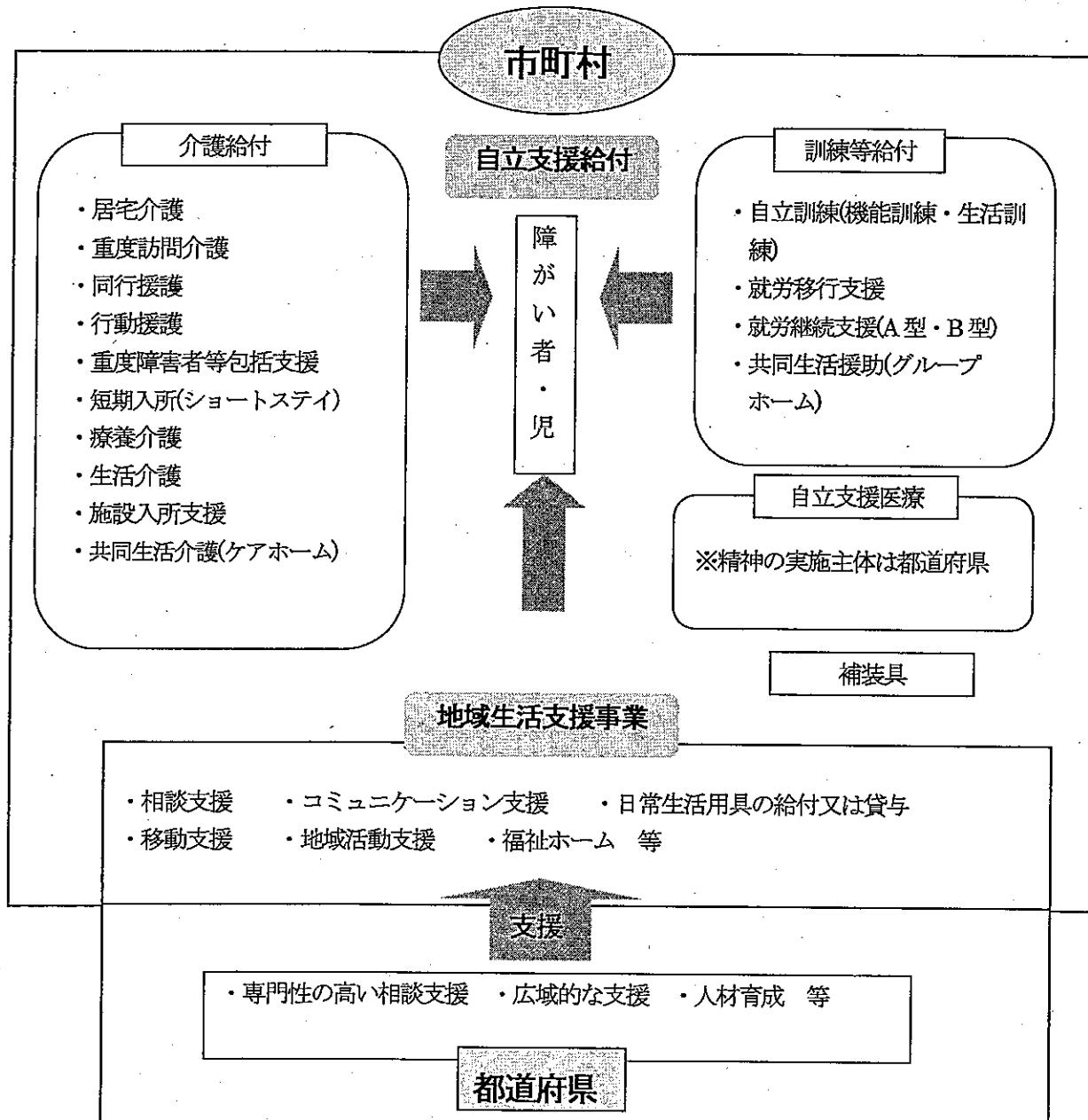
法第89条第2項第1号で定める区域（鳥取県障害福祉計画における障害保健福祉サービスに係る圏域）については、鳥取県障害者計画において設定されている障害保健福祉圏域と同一の区域とします。

【図1：障害保健福祉圏域】



7 障害福祉サービスの体系図

【図2：障害者自立支援法の体系図】



【図3：障がい者自立支援法に規定する事業】

計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後は、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、訪問等で対応します。
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行介護 移動に著しい困難を有する視覚障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
	行動介護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所(ショートステイ) 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護 医療と常時介護をする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。
	生活介護 常に介護をする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護(ケアホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援 一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型) 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
	就労継続支援(B型) 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結しないで、就労の機会の提供及び生産活動の機会を提供とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
補装具	失われた身体機能を補完又は代償するために使われる用具(補装具)の費用の一部を負担します。
	自立支援医療 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に支援します。 (市町村が行う事業の例) 相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付・貸与、移動支援、地域活動支援等 (県が行う事業の例) 専門性の高い相談支援、広域的な支援、人材育成等

第2 第2期計画に規定した施策の評価

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

【表1：入所施設の入所者の地域生活への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		23年度	21年度	22年度	
地域移行者数	人	212	167	226	施設入所から自宅、グループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数(累計)
施設入所者の削減数	人	180	135	147	(累計)

項目	状況	評価	反映方針
ア 住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 設備整備の助成により、15件のグループホーム等の新規開設を促進 35件のグループホーム等の改修に助成 市町村への間接補助により、87住居に夜間支援体制を確保 平成21年に制度化されるまでの間、身体障がい者グループホーム等の運営費等に対し、間接補助を実施 障がい者等が県営住宅に優先して入居できる募集方法を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、地域での住まいの場の確保が進んでいるが、施設・備品整備や夜間支援体制の確保により、今後も地域生活を行う上での基盤整備を推進していくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等の設置促進については、地域生活への移行につながるものであることから、引き続き推進
イ 日中活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 115件の施設整備・設備整備に助成(27件は新体系への移行に伴う整備) 経営コンサルタントの派遣、研修会の開催等により、新体系への移行を促進(約50か所が新体系へ移行) 小規模作業所等工賃3倍計画事業、農福連携モデル事業等の実施により、工賃水準の引上げを支援 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施により、日中活動を行う事業所の整備が図られているが、今後もニーズへの対応を行うため、引き続き基盤整備を推進していくことが必要 工賃の向上に関する取組は、今後も推進していくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動を行う事業への利用者のニーズに対応していくため、引き続き基盤整備を推進 工賃向上に関し、農福連携モデル事業、ハートフルサポート事業等の新たな取組を含め、引き続き推進
ウ 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 323件、居宅介護事業所等の基盤整備が促進 サービスの充実のため、事業所職員に対する「資格研修」、「スキルアップ研修」等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行した者が利用するサービスとして、居宅系サービスは重要であることから、更に基盤整備の促進が必要 研修修了者が増加していることから、サービス充実に対し、一定の効果があると判断 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、居宅系サービスの基盤整備を促進 引き続き、研修を充実し、更にサービスを充実促進
エ 相談支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センターを全市町村が設置、県はその経費の4分の1を助成 相談支援従事者の技術向上を図るため、初任者研修、現任研修を実施 要請に基づき、市町村自立支援協議会へアドバイザーを派遣し、協議会の取組に助言 障害者相談員(身体・知的)を設置し、ピアカウンセリングを実施 西部圏域で合同実施するピアサポートセンターの立ち上げに向けて支援(助成)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の相談支援の強化に関する事業に取り組んでいるが、各市町村の取組は、十分とはいえないことから、県として引き続き支援することが必要 相談支援従事者に対する研修は、一定の質の向上が確保されると判断 障がい者の複雑・多様なニーズに応えるためには、行政だけの対応では時間・人員に制約があり、障害者相談員は、その補完する役割を果たしていると判断 平成24年度から、業務が市町村に委譲されるが、県として引き続き支援を実施することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援に関する市町村の取組を促進するため、引き続き県も支援することが必要 障害者相談員について、市町村への事務移譲後も、質の向上のための支援を実施(研修等)

オ 啓発・広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から「あいサポート運動」を実施し、各地で研修を行うことにより、普及・啓発の取組を推進 障害者週間ポスター、体験作文を募集し、優秀作品を表彰 障がい者に関する情報をまとめた「よりよい暮らしのために」を障害者手帳交付時に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年からは島根県(平成23年3月協定締結)及び広島県(平成23年12月協定締結)と連携しての取組を開始し、あいサポートが平成24年1月末48,000人(うち鳥取県約31,000人)を超えるなど、一定の理解と賛同を得ていると判断 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校などの学校現場等での制度の周知は、まだ十分ではないことから、他県との連携を進めながら、障害者週間における取組と併せ、更に充実促進 人権局事業を始め関連する事業を活用等
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児・者が自立した生活に備えるために「地域生活体験事業」を実施する市町村に助成 地域生活支援事業として日中一時支援を行う市町村に対し、県はその経費の4分の1を助成 共生ホームの整備、運営に係る人件費に対し、補助を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活体験事業の利用者が地域生活へ移行するケースは少ないものの、施設・病院に入所・入院している間に「体験」することは、本人の動機付けや職員・家族への心構えに重要 日中一時支援は、財源の問題もあり、十分に行えているとはいえない状況 共生ホームは、整備箇所が増えているものの、整備数が十分ではない状況 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業とも、引き続き推進 共生ホームは、複合サービスの提供だけでなく、子どもから高齢者まで集まる地域の居場所としての類型を新たに加え、整備を推進

注)「状況」及び「評価」欄は、第2期計画中(平成21年度から23年度の間)のものである。(以下同じ。)

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【表2：入院中の精神障がい者の地域生活への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		23年度	21年度	22年度	
地域移行者数	人	170	83	72	1年以上入院していた精神障がい者が退院した数(単年)
退院者数	人	54	6	16	退院可能な精神障がい者のうち、「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」の実施により退院した数(累計)

項目	状況	評価	反映方針
ア 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等の整備により、地域での居住の場を確保(1のア参照) 相談支援を充実させるため、相談支援体制の充実、相談支援従事者の研修等を実施(1のエ参照) 精神障がい者の休日・夜間における相談・診療・入院応需に対応するため、県内の精神科病院を「精神科救急医療施設」に指定し、圏域ごとに輪番制による体制を確保。また、圏域ごとに「精神科救急医療体制連絡調整会議」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等の整備については、1のア参照 相談体制の充実については、1のエ参照 県内精神科病院の協力により、24時間、365日の精神科救急医療体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等の整備については、1のア参照 相談体制の充実については、1のエ参照 精神科救急医療体制を引き続き確保
イ 医療の質の向上(早期発見、支援体制の確保)	<ul style="list-style-type: none"> 救急隊が速やかに傷病者を医療機関に搬送できるようにするために、精神疾患の項目を設けた「傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準」を策定し、平成23年度から運用を開始 「精神科救急医療施設」については、アを参照 	<ul style="list-style-type: none"> 県内精神科病院の協力により、24時間、365日の精神科救急医療体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療体制を引き続き確保

ウ 精神疾患・障がいに関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県精神障害者家族会連合会が作成した精神疾患早期発見啓発リーフレットを活用し、教育機関等への普及啓発を実施 「心の健康まつり」や「心の健康フォーラム」等を開催し、精神障がい者に対する県民の理解を深め、社会復帰及び社会参加を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、県民への精神障がいに対する正しい理解・知識の普及、当事者の社会復帰・社会参加の促進が図られていると判断 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発は、不断の取組が必要なことから、あいサポート運動を含めて、引き続き推進
エ 精神障害者地域移行支援特別対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに地域移行推進会議、地域移行連絡会等開催し、地域移行に関する情報提供及び理解を促進 訪問看護など、地域移行に必要なサービスの創設に向け、働きかけを実施 退院可能な精神障がい者に対し、病院外活動における同行支援等の個別支援を実施 病院スタッフも含めた関係者で連携協議しながら、対象者への個別支援計画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に対し、地域移行に関する理解促進を図るとともに、新たなサービスの創設を働きかけることにより、訪問看護などのサービスの創設につながった 個別支援により、対象者の退院を支援し、一部の者は地域移行へつながった 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関への積極的な働きかけを実施 平成24年度から個別支援が法定の個別給付化されるのに伴い、その円滑な移行に努める

3 福祉施設等から一般就労への移行

【表3：福祉施設等から一般就労への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		23年度	21年度	22年度	
一般就労移行者数	人	64	58	53	施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業の利用者数	人	360	99	87	
就労継続支援事業の利用者のうちA型の利用者数	人	390	118	133	
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数	人	64	39	29	
障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	人	19	3	2	福祉施設から一般就労へ移行する者のうちの人数
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	人	32	10	12	同上
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	人	32	7	17	同上
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	人	64	25	30	同上
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	箇所	3	3	3	

項目	状況	評価	反映方針
ア 本人や保護者への就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校進路担当者連絡会等で、就業情報を共有し、各校において本人（職業に関する授業、産業現場等における実習の事前学習等）・保護者（参観日等）に情報提供を実施 各障害者就業・生活支援センター（3か所）に職場開拓支援員を各1名配置し、就業先の企業の開拓や障がい者の職場実習の開拓を実施 就労サポーターを県立特別支援 	<ul style="list-style-type: none"> 進路状況について進路担当者連絡会等で、就労状況等の情報提供を行実施 学校（生徒）の実態により就職希望者は異なるが、教職員の働きかけ等もあり、特別支援学校（知的障がい）では就職希望者が増加傾向 職場実習が一般就労に結び付く事例が多いことから、職場実習を実施してきた意義は大きいが、福祉施設側の協力が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初を始め産業現場等における実習前や参観日等に情報提供を実施 職場実習が一般就労に結び付く事例が多いことから、今後も継続 施設外就労は障がい者自身が「働くこと」を意識し、就労意識の高揚につながることから今後も継続 各学校の実態に応じて実態把握を行い、実習策や就労先の開拓

	<p>学校に配置し、職場開拓や産業現場等における実習受入事業所の拡大を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労に関する地域の関係機関が就労支援のネットワークを構築し、情報共有及び関係強化を促進 ・各県立特別支援学校の実態に応じた実態把握表や本人・保護者への希望調査（聞き取り）、過去の実習記録等を活用して、生徒の意欲・適性・能力等の実態を把握し、実習先や就労先の開拓に活用 ・身体障がい者を対象とする県職員採用試験を実施、7名採用（教育委員会採用を含む） ・本庁、総合事務所に知的障がい者ワークセンターを設置、合計12名を雇用 ・教育委員会で、重度視覚障がい者を1名雇用 ・教員採用試験において、障がい者の受験のための配慮を実施 ・県立特別支援学校3校（白兎、倉吉、米子）に1名ずつ、知的障がい者を給食補助員として配置 	<p>・卒業生の働く姿を実際に在校生に見せることにより、在校生の就労意欲向上</p>	<p>に生かすとともに、継続して関係機関と連携して職場開拓やフォローアップの充実を図ることが必要</p>
イ 事業主への障害者雇用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率未達成事業主を対象に障がい者の就業支援制度及び各種所制度を行う説明会を開催 ・就労サポーターを県立特別支援学校に配置し、進路指導主事とともに職場開拓や産業現場等における実習受入事業所を拡大 ・特別支援学校就労促進セミナー（授業公開、意見発表、意見交換等）を開催し、障がい者理解及び障がい者雇用への啓発を実施 ・全国障害者技能競技大会では銅賞（1名）及び努力賞（2名）を受賞 ・14事業所（者）の表彰を行うとともに受賞者がマスコミで紹介される等、広く県民に周知 ・職場実習協力事業所をホームページで掲載し、職場実習の円滑なマッチングを促進 ・特別支援教育課ホームページに、県立特別支援学校の産業現場等における実習の期間等を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業現場等における実習の受入企業等が拡大し、障がい者雇用について企業関係者の理解が深まることから企業等への就職する知的障がい特別支援学校生徒の割合が増加傾向 ・特別支援学校就労促進セミナーを開催することで、企業の障がい者雇用への啓発の継続が必要 ・大会関係者から雇用を考える上で有用であるとのアンケート結果だったことから、引き続き、支援を行っていくことが必要 ・障がい者雇用に深い理解を示された事業所等を表彰し、これを広く周知することにより、障がい者の雇用促進と職場定着を図ることができるために、事業継続は必要 ・実習は一般就労を目指す障がい者が様々な職種を体験したり、現場感覚を習得できる等有効な手段であることから、受入企業を幅広く公表し、効果的かつ継続的な実習ができるように取り組んでいただくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研修等の開催、県民への周知により各種制度、相談窓口等を紹介し、障がいのある人の雇用を促進 ・競技会は、雇用主に雇用を考えてもらうきっかけにもなることから、引き続き支援を実施
ウ 就業支援機関の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度からJC-NETジョブコーチ地方セミナーを開催 ・平成22年度から就労支援ネットワーク強化・充実事業を全県で実施し、関係機関のネットワークを構築し、情報を共有 ・各障害者就業・生活支援センター（3か所）に職場開拓支援員 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に最も身近な就労支援を行う者のスキル向上は重要 ・就労前後の各段階において、それぞれ異なる支援を行い、職場生活と日常生活の両方を一的に支援することや地域の日常的な就労支援の拠点となる関係機関とのネットワークが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労は関係機関の協力と継ぎ目のない支援が必要であることから引き続き記載。 ・サービス利用計画書作成等の段階で、より一層、一般就労の視点を加味する取組が必要 ・企業との連携も深め、特別支援学校就労促進セミナーを3圏域

	<p>を各1名配置し、就業先の企業の開拓や障がい者の職場実習の開拓を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団域における特別支援学校就労促進セミナーの開催や進路指導主事及び就労サポートによる職場開拓・企業啓発等を実施 ・企業関係者等を社会人講師として招へいし、授業改善や教職員の指導力の向上を図った ・県の物品及び委託・役務の調達において、通常の見積者数に加えて、障害者法定雇用率達成事業者等を1者加えて見積を行う「配慮措置企業」制度を実施 	<p>・物品調達時の配慮は、福祉施設等の受注機会の増大が図られ、職員の意識の高揚にもつながるとともに、官公需における障がい者の雇用促進に寄与</p>	<p>で継続して実施し、障がい者雇用への啓発につなげていく</p>
エ 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・副知事を会長とし、労働局、教育委員会、福祉保健部、商工労働部で組織する「鳥取県障がい者就業支援推進協議会」を設置し、障がい者雇用に関する横断的な施策を検討 ・特別支援学校就労促進セミナーや障がい者就業支援説明会、就業支援基礎研修等において関係機関と連携を図りながら開催 ・工賃3倍計画事業を行うとともに、農福連携モデル事業やハートフルサポート事業など工賃向上のための新たな取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保することは、今後の施策を検討する上で有効 ・新体系移行支援や工賃向上支援の取組を受託する鳥取県障害者就労事業振興センターによる事業実施により、新体系移行も着実に進み、工賃も着実に向 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業との連携も深め、障がい者雇用の促進を図る ・工賃向上に関する施策は引き続き必要

4 障害福祉サービス等の確保策

項目	状況	評価	反映方針
(1) 居宅介護・重度訪問介護・行動支援護・重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護等に係る国庫負担基準を超過する市町村に対し助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担基準を超過する市町村に対する助成については、必要な事業(国に対し基金事業の継続を要望している) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活していくために、必要なサービスであり、引き続き実施することが必要
(2) 生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・21件の施設整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、その中で生活介護事業の意向等の把握に努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、新体系への移行、体制整備、基盤確保が図られ、利用者の環境改善等が図られた ・施設整備は、施設入所者の地域移行の流れの中で日中支援の場としてサービスの需要が増えていくと考えられ、引き続き基盤整備を図っていくため必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズに対応していくためにも引き続き事業を継続し、基盤整備を図っていくことが必要
(3) 自立訓練(機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・2件の施設整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、そういった中で事業の意向等を把握するよう努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所数としては少ないながらも、必要な資源であることから、本事業を行っていくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズに対応していくためにも引き続き事業を継続し、基盤整備を図っていくことが必要
(4) 自立訓練(生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・6件の施設整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対しを行い、そういった中で事業の意向等を把握するよう努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の整備が図られた ・今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズに対応していくためにも引き続き事業を継続し、基盤整備を図っていくことが必要
(5) 就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・5件の施設整備、7件の設備(備品)整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備、設備整備により、一定程度の整備は図られた ・セミナーは、9割以上が「就労支援のスキルアップに役立つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、事業を継続することが必要だが、設備(備品)整備については、これまでの実績により、一定の成果があ

	<p>供を、該当する全法人に対し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援を行う人材の育成を図るため、平成 22 年度から J C - N E T のジョブコーチ地方セミナーを開催 ・経営コンサルタントの派遣、研修会の開催等により、新体系への移行を促進（約 50 か所が新体系へ移行） ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施 	<p>た」と回答しており、事業が効果を上げていると判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方セミナーはジョブコーチ養成研修を本県で開催するための基礎構築のために位置付けされる研修であり、その研修開催に向けて、下地ができていると考えられる ・移行して間もない障害福祉サービス事業所があることを考慮し、平成 24 年度以降も移行のための体制づくりのための支援が必要 ・福祉施設からの一般就労移行者数が 50 人を超えている要因のひとつが地域のネットワークが形成されたことがあると分析 ・この事業による会議・研修会に、福祉施設の職員も参加することにより、福祉施設の一般就労に対する意識が醸成されており、今後も継続が重要 	<p>ったと考えられることから、次期計画には記載しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度以降のジョブコーチ養成研修の本県での開催を実現することを明記 ・就労支援のノウハウ習得、スキルアップのためには、不断の支援が必要であるため、専門研修参加への支援を引き続き推進 ・新体系移行後間もない事業所を中心に、事業を運営していくための基礎に関する研修、相談等に関する支援事業を期間を限定して実施 ・就労支援のネットワーク強化・充実により、一般就労に対する意識が醸成されており、今後継続的な実施が必要
(6) 就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・10 件の施設整備、18 件の設備（備品）整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し実施 ・事業所等への専門家派遣や各種研修会開催などを行い、工賃向上への取組を支援 ・農業分野への就労を促進し、農家等と事業所の農作業受託システムの体系を検討するとともに、将来的には農業分野への一般就労を期待した農業分野との連携を推進 ・事業所の経営安定化のための運転設備資金無利子融資を行うとともに、新商品開発のために助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備、設備整備により、一定程度の整備は図られた ・障がい者にも可能な農作業があることが認識され、障がい者の新たな就労分野として農業が開拓でき、障がい者が可能な農作業のリスト化が一定程度できた一方で、モデル事業の発注者は個人農家が主であり、農業分野における一般就労は困難 ・無利子融資制度は、新体系移行直後の運転資金や事業拡大の資金として活用され、財政規模のぜい弱な事業所の運営の円滑化に寄与 ・新商品開発補助金を利用し、新商品の開発を行ったことにより販路が拡大する例や売上げが増加する例などがあり、工賃向上に一定の効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、事業を継続することが必要だが、設備（備品）整備については、これまでの実績により、一定の成果があつたと考えられることから、次期計画には記載しない
(7) 就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・50 件の施設整備、46 件の設備（備品）整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備、設備整備により、一定程度の整備は図られた ・利用者の中には、生活介護事業等、他のサービスを利用するこれが適性に合っていると考えられる者があることから、適正な支援について、検討が必要 ・平成 22 年度の工賃は 14,429 円と目標（33,000 円）の半分にも満たないが、現下の厳しい経済状況にあって工賃が伸び悩んでいるところが多い中、本県では毎年着実に向上しており、一定の事業の効果があると判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、事業を継続することが必要だが、設備（備品）整備については、これまでの実績により、一定の成果があつたと考えられることから、次期計画には記載しない ・他のサービスを利用するこれが適性に合っていると考えられる者について、実態を把握した上で、適正な支援が実施できるよう、検討 ・小規模作業所等工賃 3 倍計画の理念（障がい者が地域で自立して生活するための最低収入の確保）は達成していない現状から、障がい者の収入確保のための支援は今後も必要
(8) 療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の希望を聞く際に、該当法人へ制度内容、助成制度の情報提供を行ったが、希望なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも施設整備のニーズは高くないが、事業を継続することは必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズに対応していくためにも引き続き事業を継続し、基盤整備を図っていくことが必要

			・新規参入が進んでいないことから、要因を分析し、必要な施策を検討
(9) 短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・6件の設備整備に助成 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する法人に対し実施 ・短期入所サービスを実施する介護老人保健施設に助成する市町村に対する経費の補助は、平成21年度の報酬改定に伴い、必要がなくなったため、実施なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備、設備整備により、利用者の環境改善等一定程度の整備は図られた ・平成21年4月の報酬改定に伴い、短期入所の介護給付費が介護保険法の短期入所の介護報酬を上回り、差額を補填する必要がなくなったため、市町村への補助を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業を継続し、基盤整備を図っていくことが必要
(10) 共同生活援助 (グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・整備については、「1のア住まいの場の確保」と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備については、「1のア住まいの場の確保」と同様 ・施設入所からの地域移行を考えるに当たり、在宅サービスの確保を併せて検討することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備については、「1のア住まいの場の確保」と同様 ・地域移行を考えるに当たり、在宅サービスの確保を併せて検討
(11) 施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備については、「1のア住まいの場の確保」と同様 	<p>「1のア住まいの場の確保」と同様</p>	<p>「1のア住まいの場の確保」と同様</p>
(12) 相談支援(サービス利用計画作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者の技術向上を図るために、初任者研修、現任研修を実施 ・相談支援機能強化事業を実施する市町村に経費の4分の1を助成 ・東・中・西部総合事務所にサービス調整担当職員を設置し、圏域での課題を解決するためにサービス調整会議を開催 ・県全域又は広域的な課題については県地域自立支援協議会で協議 ・市町村自立支援協議会の立ち上げに当たり、特別アドバイザーを派遣し、助言・指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者に対する研修は、一定の質の向上が確保されると判断 ・市町村の相談支援の強化に関する事業に取り組んでいるが、各市町村の取組は、十分とはいえないことから、県として引き続き支援することが必要 ・今後は自立支援協議会活性化のためにアドバイザーの派遣が必要 ・サービス調整会議等で圏域の課題を検討してきたが、近年、市町村自立支援協議会で検討が進められるようになったことから、サービス調整会議は廃止することが妥当 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス調整会議は廃止するが、相談支援に関する市町村の取組を促進するため、引き続き県も支援することが必要
(13) 移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業を実施する市町村に対し、県はその経費の4分の1を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の全市町村で取り組んでおり、利用ニーズの高い事業であるが、利用者が求めるサービスの量は十分とはいえない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の求めるサービスの量が十分とはいえないことから、引き続き促進

5 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等

項目	状況	評価	反映方針
(1) サービス提供に係る人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに福祉・介護サービスを目指す者に対し、必要な資格を得やすくするため、「介護福祉士等修学資金貸付事業」により、無利子貸付を実施 ・平成21年度の報酬改定により、増額 ・平成21年10月から福祉・介護人材待遇改善事業が開始され、福祉・介護職員等の給与等に助成 ・県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、法人、事業所への訪問による福祉・介護の求人開拓や、定着できる職場づくりに向けた事業者を対象と 	<ul style="list-style-type: none"> ・60人が貸付けを受けており、福祉・介護現場における人材不足の中、介護福祉士等を目指す者にとって、必要な事業と判断 ・報酬については、一定程度の改善が行われたが、事業所においては、キャリアや能力に見合った給与体系、研修への支援など不十分な部分もあることから、今後も国に対し、必要な働きかけは必要 ・福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援については、国事業の実績を精査し、より効果的な事業を行うことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保は重要であることから、貸付制度の周知、職員の待遇改善、人材の定着を引き続き推進

	<p>した職場環境改善研修会、介護従事者の職業相談、電話相談等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所等からの依頼により教員派遣等により研修を実施する養成校に対し、助成 		
(2) サービス提供に係る人材の研修	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者、相談支援従業者、居宅介護等従業者、サービス提供職員等に対する研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研修を充実し、更にサービスを充実
(3) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	<ul style="list-style-type: none"> 県社協実施の研修会等で当該事業を周知 評価事業の周知及び受審促進を行うため、評価実績のある施設を県のホームページへ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の評価を第三者において行い、サービスの向上を行いうために有効な事業だが、評価の受審は任意であること、有償であることから、件数が伸びていない状況 限られた予算の中で、効率的に件数の増加のための周知等を行うことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を行うために有効な事業と考えられるため、引き続き促進
(4) 障がいのある人の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行った成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成額について、その4分の1を助成 県社協が行う「日常生活自立支援事業」に助成することにより、認知症や障がいのため、判断能力が不十分の方の福祉サービス利用援助や金銭管理支援を本人との契約により実施 利用者及び事業者で対応困難な、福祉サービスに関する苦情を解決するために、県社協に設置された運営適正化委員会の運営を助成 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用に際し、事業者と利用者が対等の関係で契約を締結するが、一方が判断能力が不十分である場合には、自己選択・自己決定に関して支援が必要であることから、当該事業が一定の役割を果たしていると判断 日常生活自立支援事業は、認知症や障がいのため判断能力が不十分の方が地域で自立した生活を送れる体制の整備が図られており、契約件数、相談件数は年々増加している。また、成年後見制度への移行促進などの効果があると分析 事業所の責任者や担当職員に直接言いにくい場合や事業所と苦情申出者との間で解決が困難な場合に、運営適正化委員会に申し出ることにより、適切な苦情解決を図ることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用支援事業は、平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業となることから、一層の促進が必要 日常生活自立支援事業は、相談件数の増加、潜在的事業対象者が多数存在するとの見込みから、引き続き促進することが必要 苦情解決サービス事業は、利用者保護のための制度の一つとして、引き続き推進

6 県が実施する地域生活支援事業

(1) 専門性の高い相談支援事業

項目	状況	評価	反映方針
ア 発達障がい者支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症等の発達障がいがある人やその家族からの育児・就学・就労・地域生活等の相談に応じ、指導・助言及び必要な情報提供を実施 療育機関・保育園・施設等へ指導・助言及び必要な情報提供を実施 普及・啓発・人材育成として、トレーニングセミナーや講演会を実施 広域的な支援事業として、発達障害者支援試行事業及びペアレンツメンター養成事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援件数は年々増加傾向 療育機関や保育園等への機関への助言は、コンサルテーションを続けてきたことにより、年々減少してきており、療育機関や保育園等で対応できる状態が整ってきたものと判断 発達障害者支援試行事業により、発達障がい支援に関する広くライフステージを網羅した支援手法を開発 1町が幼児期から就学と家族支援について、「発達障害者支援試行事業」で開発した支援手法を取り入れて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援試行事業で検証 <ul style="list-style-type: none"> 開発した支援手法を活用し、地域における発達障がい支援体制を整備 医療との連携を充実 発達障害者支援試行事業で開発した手法を一層普及し、各市町村の状況に応じた事業ができるよう、実施要件を見直し

イ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターに「生活支援担当職員」を各1名配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う生活の相談支援を一体的に実施。 ・障がい者の就業に関する程度に応じた関係機関を紹介し、各機関の調整を行なながら、障がい者の自立・安定した職業生活の実現に向けた支援を実施。 ・センターが支援した障がい者が就職した件数は、1か所当たり50人（全国2位）である一方、1か所当たりの登録者も全国で5位であり、支援が必要な者も多い状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の一般就労推進のため、引き続き各就業・生活支援センターに生活支援員を配置するとともに、登録者数が多い実態等を考慮し、増員配置を検討
ウ 聴覚障害者相談員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から聴覚障がい者相談員を各圏域1名配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域に1名配置し相談体制を整えたことにより、特に中部の相談件数が伸び、聴覚障がい者の社会参加と自立の役割を果たしていると判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談体制の充実を図ることが必要
エ 障がい児等地域療育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・療育等支援施設事業として、療育等支援施設において、訪問により在宅児童の療育に関する相談及び指導等の支援を実施 ・療育等拠点施設事業として、鳥取県立総合療育センターにおいて、療育等支援施設の支援能力向上を図るための支援を実施 ・地域療育担当支援員配置事業として在宅療育に関する相談等を受け、関係機関との連携を図りながら、在宅生活のための情報提供を実施 ・地域療育担当支援員を総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園（以下「配置施設」という。）に1名ずつ配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置施設には、様々な専門職があり、障がい児支援に関する専門的な指導・助言を実施することができたと判断 ・配置施設に地域療育担当支援員を配置したことにより、関係機関との連携や在宅生活における情報提供を円滑に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、在宅療育における相談や保育所等の職員に対する指導について、必要に応じた職員を派遣する等により、障がい児支援を充実
オ 高次脳機能障害普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に高次脳機能障がい者支援拠点を鳥取大学医学部附属病院（脳神経外科教室）に委託設置、支援コーディネーターを1名配置し、支援ネットワークの構築、専門的な相談体制を整備 ・高次脳機能障害者家族会が実施する相談事業及び一般県民向けの普及啓発事業に対して助成 ・平成21年度に、高次脳機能障がいに関する情報や医療機関、事業所等の支援機関を掲載した「高次脳機能障がい支援サイト」を作成、情報提供を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者支援拠点を中心に、急性期医療・回復期医療の連携を促進し、急性期医療での高次脳機能障がい者の早期の発見と、回復期医療への連携を強化 ・高次脳機能障害者家族会が培ってきたネットワークと行動力を生かし、医療機関から相談のあつた対象者を関係機関へつなぎ、医療から福祉への連携を促進 ・支援サイト及び高次脳機能障がいに関するチラシを、県内医療機関及び福祉サービス事業所に配布し、高次脳機能障がいに関する情報を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がいに対する支援やネットワークを強化していく必要があるため、継続して実施

(2) 広域的な支援事業

項目	状況	評価	反映方針
ア 相談支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に県内の全市町村に、自立支援協議会が設置 東・中・西部総合事務所にサービス調整担当職員を設置し、圏域での課題を解決するためにサービス調整会議を開催 県全域又は広域的な課題については県地域自立支援協議会で協議 市町村自立支援協議会の立ち上げに当たり、特別アドバイザーを派遣し、助言・指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村に地域自立支援協議会が設置され、地域課題の検討等が行われ、サービス調整会議等で圏域の課題を解決するための検討が行われるなどの一定の成果があったと判断 サービス調整会議等で圏域の課題を検討してきたが、近年、市町村自立支援協議会で検討が進められるようになったことから、サービス調整会議は廃止することが妥当 今後は自立支援協議会活性化のためにアドバイザーの派遣が必要 	<ul style="list-style-type: none"> サービス調整会議は廃止するが、相談支援体制の充実・強化は、今後ますます重要となることから引き続き支援
イ 精神障害者地域移行支援特別対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 圏域ごとに地域移行推進会議、地域移行連絡会等開催し、地域移行に関する情報提供及び理解を促進 退院可能な精神障がい者に対し、病院外活動における同行支援等の個別支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、徐々にではあるが、退院者数の実績が向上 事業を通じ、病院スタッフ等関係者の間に長期入院患者を地域へ帰すという意識を醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、地域生活を送ることができるよう医療、保健、福祉等の関係機関の連携支援を引き続き行うことが必要 個別支援については、平成24年度から法定の個別給付化されるため、その円滑な移行に努めることが必要

(3) 障害者福祉従業者研修事業

項目	状況	評価	反映方針
ア 障害福祉従業者障害分野別基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> 380人受講 	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研修を充実し、更にサービスを充実
イ サービス提供職員現任研修	<ul style="list-style-type: none"> 「サービス提供責任者研修」に名称変更し実施 103人受講 	アと同様	アと同様
ウ 障害程度区分認定調査員等研修	<ul style="list-style-type: none"> 障害程度区分認定調査員研修は、養成研修を117人、現任研修を42人受講（平成22年度まで） 市町村審査会委員研修は、受講希望者がなかったため実施なし 	<ul style="list-style-type: none"> 障害程度区分認定調査員研修は、アと同様 市町村審査会委員研修は、判断基準の平準化と審査・判定技術の向上を図る必要があることから、今後も希望者があれば研修を実施する体制を整えることが必要 	アと同様
エ 居宅介護従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> 「障害福祉サービス従業者研修」に名称変更し実施 109人受講 	アと同様	アと同様
オ 相談支援従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> 養成研修は50人、現任研修は52人受講 	アと同様	アと同様
カ サービス管理責任者研修	<ul style="list-style-type: none"> 257人受講（平成22年度まで） 	アと同様	アと同様
キ 行動援護従事者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 36人受講（平成22年度まで） 	アと同様	アと同様

(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進

(5) 盲人ホーム運営支援

(6) 生活訓練事業

項目	状況	評価	反映方針
(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員を設置するとともに、同相談員の活動をフォローするため、身体障害者相談員活動推進員を1名設置し、相談員研修を実施 ・知的障害者相談員を設置するとともに、同相談員の活動をフォローするため、知的障害者相談員活動推進員を1名設置し、相談員研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の複雑・多様なニーズに応えるためには、行政だけの対応では時間・人員に制約があるところ、障害者相談員は、その補完する役割を果たしていると判断 ・平成24年度から、業務が市町村に委譲されるが、県として引き続き支援を実施することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員について、市町村への事務移譲後も、質の向上のための支援を実施
(5) 盲人ホーム運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・盲人ホームを運営する社会福祉法人に対してその運営費を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩師免許、はり師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術指導を行うことにより、視覚障がい者の自立更生が図られていると判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の自立更生を支援するため、引き続き事業を推進
(6) 生活訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者、聴覚障がい者、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）、疾病等により音声機能を喪失した人に対して、日常生活上必要なトレーニング ・指導等を関係団体に委託して事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各障がいに合った訓練を実施することにより、一定の生活の質的向上が図れたと判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者、聴覚障がい者、オストメイト、疾病等により音声機能を喪失した人の生活の質的向上や社会参加の促進を図るために、今後も継続して事業を行なうことが必要

(7) 情報支援等事業

項目	状況	評価	反映方針
ア 手話通訳者設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳員を各圏域に1名配置し、団体への手話通訳者等の派遣や人材育成業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県などの団体が行う講演会・イベント等の広域的・公益的な催事に関して、手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、主催者において聴覚障がい者の情報入手をはじめとしたコミュニケーション保障の環境整備の意識啓発を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者のコミュニケーション保障の主催者の意識定着を図るため、引き続き各圏域に1名設置
イ 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成事業で研修を実施(29人受講)、登録者29人(平成22年度まで) ・手話奉仕員養成研修事業で研修を実施(287人受講)、登録者38人 ・要約筆記者養成事業で研修を実施(65人受講)、登録者58人 ・点訳・朗読奉仕員養成研修事業で研修を実施(130人受講) <p>※ いずれの人数も、平成22年度までの数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に計画と比較して受講者が思うように伸びていない状況 ・手話通訳者は、おおむね計画どおりの登録ができるが、手話奉仕員は、100名を超える受講者があるにもかかわらず、登録者が減少 ・通訳者等の登録を確実なものとするため、受講者の確保のための工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者等聴覚障がい者のコミュニケーション支援に携わる人材の育成は必要なため、引き続き推進
ウ 点字図書館の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館を運営する社会福祉法人に対してその運営費を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館は、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、その他各種情報を記録した物であって専ら視覚障がい者が利用するものを製作する施設として、視覚障がい者の利用に供し、又は点訳等を行う者の養成等の役割を 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の利用に供する点字刊行物、録音物等の作成は重要であり、引き続き支援

		<p>担う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書相談及び新刊案内（毎月更新）を行い、視覚障がい者が希望する点字・録音図書の貸出しに対応 	
エ 点字・声の広報等発行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県の発行する「県政だより」を点字に翻訳したものを発行し、県内の視覚障がい者に無料で配布 ・「県政だより」、視覚障がい者のための各種事業、福祉機器、その他視覚障がい者にとって有用な情報を録音テープに収録・複製して毎月発行し、県内の視覚がい者に貸出し ・「よりよい暮らしのために」の録音版作成し、身体障害者手帳を新たに取得する視覚障がい者配布 ・広報発行物の点字版・録音版作成を作成し、視覚障がい者に無料で配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者に真に必要な情報であり、事業は必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施
オ 点字による即時情報ネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、情報提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報を提供することにより、日常生活に必要な情報の周知と社会参加の促進に効果があると判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報提供は必要であることから、引き続き実施
カ 字幕入りビデオカセットライブラリー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの要望を考慮した字幕入りビデオを制作 ・平成22年度保有ビデオ等本数2,436本 貸出し本数543本 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出し方法を工夫することにより今まで貸出しが少なかった中部及び西部の貸出しが増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全圏域で貸出し利用者が増加するよう、事業を実施
キ 聴覚障害者情報拠点機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者情報提供施設の設置に伴う支援内容の違いや情報拠点機能の在り方等について、各圏域で当事者から意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している情報支援等事業の内容と聴覚障害者情報提供施設を設置した場合の支援のメリット、デメリットについての一定の理解はなされたが、結論には至っていない状況 ・引き続き協議・検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、今後の支援の在り方について、関係団体と協議を実施
ク 障害のある人のための「出前IT講習」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅や施設入所の重度の障がい者からのIT関連の相談や福祉施設及び障がい者宅での出前IT講習を実施 ・1,341件派遣（H22年度まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅や施設入所の重度の障がい者など各種講習会に参加できない者に対し、パソコン、インターネット等についての習得の機会を設け、障がい者の情報barrier-freeを推進し、社会参加を促進 ・更に幅広い対象者に習得の機会創出の方策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・更に幅広い対象者に対する習得機会の創出を図るための方策を実施

(8) 社会参加促進事業

項目	状況	評価	反映方針
ア 補助犬育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬の貸与は、希望者がなく、実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の健康管理や世話などの管理責任の負担感、犬が苦手などから利用に至っていない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動範囲の拡大や自立と社会参加の促進、福祉の増進を図る上で引き続き支援が必要
イ 障害者社会参加推進センター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加を推進するために社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会に委託し、障害者社会参加推進センターを設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加につなげていくために、必要な情報の収集、分析を実施 ・他県の情報も取り入れながら、今後の活動について検討されており、各種障がい者団体の中核として重要な役割を担う機関として期待されていると判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加を促進するため、引き続き実施

ウ 知的障害者レクリエーション教室開催事業	・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催	・自ら何かを行うという自立意欲を高め、自己実現につながっていると判断	・知的障がい者の社会参加や地域との交流を進めるため、引き続き実施
エ 精神障害者レクリエーション教室・家族教室開催事業	・東部総合事務所で、アルコール・薬物家族教室を毎月第2金曜日開催、学習会及び家族の意見交換会（ピアカウンセリング）を実施	・アルコール・薬物の問題で悩んだり、苦しんだり、心配している家族が、依存症に関する正しい知識を得ることができ、他の家族との話合いを通じて悩みを共有	・各圏域の実情やニーズに応じて、継続して実施

(9) スポーツ振興事業

(10) 文化・芸術振興事業

(11) 障がい児・者地域生活体験事業

項目	状況	評価	反映方針
(9) スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 全国障害者スポーツ大会に係る鳥取県選手団個人競技選手選考記録会を開催、個人選手の選考を行い、団体競技に係る中・四国ブロック予選会及び全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等を実施 指導員を養成する研修会を開催し指導者の育成等を実施 鳥取さわやか車いすマラソン＆湖山池ハーフマラソン大会、全日本Challenged アクアスロン皆生大会の開催に要する費用を助成 障がい者スポーツ指導員を養成 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の育成、全国障害者スポーツ大会参加などを通じて、障がい者スポーツの振興に向けた取組を実施 全国障害者スポーツ大会の個人競技の県内予選会の参加数も、増える傾向にあり、障がい者にとって目標、励みとなつてると判断 また、各種障がい者スポーツ大会の開催の支援により、障がい者に対する理解の促進や健常者と障がい者との交流を促進（県外からの参加者も増加傾向） 	・引き続き支援
(10) 文化・芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者作品展開催事業を平成22年度から障がい者文化・芸術作品展等開催事業と統合して実施 障がい者文化・芸術作品展等開催事業は、きらきらアート展として開催、併せて巡回展・ワークショップを開催 障がい者の文化・芸術活動を行う事業所に立ち上げ経費を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者作品展は、障がい者文化・芸術作品展等開催事業と統合することにより障がいの種類や、障がいの程度が違う者の作品を一堂に展示することができ、障がい克服の過程や、芸術性など様々な視点で作品を鑑賞することができ、障がい者文化・芸術の理解を深めることができたと判断 障がい者文化・芸術作品展は、活動を行っている障がい者の励みとなり、更なる活動を促進、質の向上につながることを期待 ワークショップの開催によって、障がい者の芸術作品を県民の方が鑑賞する機会を増大 文化・芸術活動への支援は、申請実績も少なくなり、当初の目的を達成したと判断。平成22年度で廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者文化・芸術作品展等開催事業について、県内ののみならず、中国地方各県とも連携して障がい者アート展に発展させることを検討 障がい者が安心して活動に取り組める仕組みの構築や、作品の発表の場の整備を進め、障がい者アートの魅力を広く知つてもうために、県内の優れた作品を常設的に展示でき、自然に多くの方に目に触れるような形で、いつでも誰でも鑑賞できる環境の整備を検討
(11) 障がい児・者地域生活体験事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児・者が自立した生活に備えるために「地域生活体験事業」を実施する市町村に助成 生活体験ホーム、グループホーム、ケアホームで一定期間宿泊しながら、支援スタッフにより自立に向けた体験を行うことに 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活体験事業の利用者が地域生活へ移行するケースは少ないものの、施設・病院に入所・入院している間に「体験」することは、本人の動機付けや職員・家族への心構えに重要 	<ul style="list-style-type: none"> 自立した生活を送るための自信にもなるため、今後も継続して実施していく必要

	より、生活技術の習得や自立の意欲を引き出し、地域移行を促進		
--	-------------------------------	--	--

7 県が独自に実施するその他の主な地域生活支援に関する事業

項目	状況	評価	反映方針
(1) 地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する地域生活支援事業に対し、その経費の4分の1を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の求める必要なサービスの種類及び量は、年々増加しており、引き続き事業を継続することが必要 	・引き続き実施
(2) 「受診サポート手帳」作成・普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に受診サポート手帳の活用状況に関する障がい児・者の保護者及び支援者への調査を実施 平成22年度に障がい関係団体に対する意見聴取を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果、関係団体に対する意見聴取結果をもとに、使用しやすく見直すとともに、引き続き円滑な診療が行えるように配慮 	・医師等の意見も組み入れ、より使いやすいものとしていくとともに、周知を図ることが必要
(3) 総合療育センター遠隔診療実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバー用テレビ電話による遠隔診療を普及 光ファイバーの提供エリア以外においては、ISDNによる旧型システムを継続活用 	<ul style="list-style-type: none"> 旧システムを設置した2名のうち1名は人工呼吸器使用の超重症心身障がい児・者で、通常、入所から在宅へ移行するのは困難だが、旧システム導入を契機に在宅へ移行でき、時間、コスト及び保護者の身体的・精神的負担を大幅に軽減 家族に安心感をもたらし、在宅生活を続けることについての自信を与えている 緊急時であっても、医師の指導の下、家族が適切な処置を行うことにより、救急搬送や重篤な状態に陥ることを防止 	・常時医療を必要とする重症心身障がい児・者に対し、自宅で安心して暮らせるよう、引き続き実施
(4) 障がい児・者在宅生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 新たに看護師を配置し、日常的に医療行為が必要な重症心身障がい児・者を受け入れる生活介護事業所又は児童デイサービス事業所に対し、看護師配置経費をモデル的に補助 日常的に医療行為を必要とする重症心身障がい者の送迎を行う、公的な助成を受けていない生活介護事業所に対し、送迎経費について補助 日常的に医療行為が必要な障がい児・者が家庭外における活動場所（療育キャンプ等）で4人以上集まる場合、看護師派遣経費について補助 人工呼吸器管理が必要な重症心身障がい児・者の入院時に、保護者が一時的に付添いの代替を依頼する経費を補助 常時又は随時排痰を行う必要がある障がい児・障がい者に対し、排痰補助装置のリース経費を補助 身体障害者手帳の対象となるない難聴児に対して補聴器購入費用を補助 施設に入所している障がい児・者又は地域以降に向けて一時帰宅を行う入院者（精神障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法等の対象とならない、法の隙間を埋める事業として、障がい児・者の在宅生活を支えていると判断 	・常時医療ケアの必要な重症心身障がい児・者が急増しているが、医療政策と福祉政策のはざまにあり、特に在宅生活を支える法定サービスが不足している状況であり、今後もニーズが高まるため、引き続き進めていくことが必要

	等)が、盆や正月に一時帰宅した際に利用する在宅サービス(居宅介護、行動援護)に要する費用を補助		
(5) 小規模作業所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業所の運営費を助成する市町村に対して、その費用の一部を補助 ・新体系への移行に係る研修会、相談会及び個別相談事業を委託事業として実施、情報の共有化、制度に関する知識普及及び個別相談対応を実施 ・新体系の指定基準に適合させるための施設改修及び移行後の事業に必要となる生産設備等の備品を購入する経費を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業所が新体系移行をするまでの経過措置として、その間の運営を支え、一定の役割を果たしたと判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系事業への移行期限を前提とした集中的な支援であり、一定の役割は終えたと判断 ・一方で、障害福祉サービスを利用することができない難病及び関節リウマチの患者が通所する小規模作業所等への運営については、一定期間、支援を継続 ・新体系への移行支援についても、移行期限を前提とした集中的な支援であり、一定の役割は終えたが、移行して間もない事業所等に対する支援は引き続き必要
(6) 難病患者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と連携し、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、訪問相談、医療相談、訪問指導を実施 ・地域における難病及び関節リウマチの患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進 ・訪問看護ステーション等のホームヘルパーを対象に、在宅難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能についての研修会を実施 ・難病相談・支援センターを設置し、難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、各種相談に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、老人福祉事業の施策の対象とならない難病及び関節リウマチの患者に対する生活支援のためのものであるため、制度の見直しがされるまでは今後も継続することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き記載。ただし「医療や福祉の相談」を「医療や生活の相談」と修正。また、本事業において相談業務を行う人材の育成は行っていないのでその部分を削除
(7) てんかんのある方への支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人日本てんかん協会鳥取県支部に委託し、出前講座、啓発セミナー、相談会の開催、啓発リーフレットの配置等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等の開催により、てんかんについての正しい知識の普及啓発が少しづつであるが图れないと判断 ・出前講座や啓発セミナーに併せて実施している個別相談により、これまで支援を受けていない当事者や家族を具体的な支援へつなげることができております、更に周知を図りながら今後も事業を推進していくことが必要 ・発作が起きた時の対応方法等てんかんに対する知識が不十分であるために、てんかんのある者へのサポートに不安を抱いている支援者も多いため、医療、保健、福祉機関等の支援者に対する支援スキルの向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・少しづつ進展は見られるものの、更に事業を継続し、地域住民への啓発や支援者育成を行うことにより、てんかんある者やその家族への支援体制の整備を図ることが必要

第3 各論

1 第3期計画の目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に適切に対応するため、計画の最終年度である平成26年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

【基本的な考え方】

入所施設については、障がいのある人のニーズを踏まえ、適正規模への縮減調整を図りつつ、施設入所者の社会的自立や地域生活への円滑な移行につながる、社会生活能力を高める支援の推進を図ります。
障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

【数値目標】

第3期における地域生活移行者数及び入所者の削減数の目標数値を設定するに当たっては、平成17年度から平成23年度の間における実績を勘案して設定することとしました。

まず、地域生活移行者数については、平成17年10月から5年間において、平均41名(3.4%)の方が地域移行しています。第3期は、その伸びを鈍化させることのないよう、同様の伸びを基本とし、新体系への移行期限を考慮し見込んでいます。なお、地域移行に関しては、市町村の取組だけでなく、基盤の整備の促進等、県の果たす役割が大きいことから、各市町村と歩調を合わせながら、目標の達成に向けた取組を行っていきます。

一方、入所者の削減数については、平成17年10月から平成22年度まで、年間平均26人、全体に対する割合としては、毎年平均2.2%の入所者数が減少していることとなっています。こちらについても、その伸びが鈍化しないよう、同様の伸びを基本とし、市町村間の調整を行った上で見設定しました。

鳥取県としては、今まで取り組んできた地域移行の流れを止めることなく、地域で暮らす希望を持つ障がいのある人が、今後も地域で自立した生活が行えるよう、目標値を前述のように設定し、引き続き推進することとしました。

なお、対象となる施設は、障害者支援施設とします。

【表4：入所施設の入所者の地域生活への移行の目標】

項目	数値	考え方
基準とする入所者数 (A)	1,225人	平成17年10月1日の数(身体・知的)
目標年度入所者数 (B)	984人	平成26年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 縮減見込み (A-B)	241人 (▲19.7%)	差引減少見込み数 (計画期間中: 63人)
【目標値】 地域生活移行者数	404人 (33.0%)	施設入所から自宅、グループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数(計画期間中: 128人)

<入所施設利用者の望む暮らし方：身体・知的> (単位：%)

地域での暮らし					入所施設など大勢との暮らし	その他	合計
一人暮らし	結婚して配偶者と暮らす	配偶者以外の家族	グループホーム等数人での共同生活	小計			
10.1	7.7	16.2	17.7	51.7	41.9	6.3	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数1,040人のうち有効回答数=639人

(注) ニーズ調査結果の割合(%)は有効回答数で算出しています。(以下同じ)

【施策の基本的方向】

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の地域生活をその地域全体で支えるシステムを実現するために、身近な地域におけるサービス拠点づくり等地域の社会資源を最大限に活用するとともに、不足する資源については、その基盤整備に取り組みます。

具体的には、地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、障害者支援施設や病院、地域の相談支援事業等の連携の強化等により、施設入所から地域生活への移行を促進していきます。

また、障がいのある人が地域で生活していくために必要なグループホームの設置等サービスの基盤整備に当たっては、障がいのある人や障がいに対する地域社会の理解が不可欠ですので、「あいサポート運動」を推進し、今後とも引き続き、啓発・広報活動等を積極的に進めています。

ア 住まいの場の確保

- (ア) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、障がいのある人の住まいの場の確保に取り組みます。
 - (イ) グループホーム等を実施する事業者に対し、事業所の改修費や初度経費（事業を実施するに当たって最初に必要となる経費）等を補助することにより設置の促進を図るとともに、施設入所からの移行を促進します。
 - (ウ) 夜間支援が必要な障がいのある人が入居するグループホーム等で夜間世話人の配置等の支援体制を確保した場合に助成する市町村に対して補助することにより、夜間支援が必要な障がいのある人でも地域生活への移行が可能となるように取り組みます。
 - (エ) 住まいの場として、グループホーム以外に公営住宅等の活用について、関係機関や該当市町村に働きかけるとともに、民間アパート等の活用についても借主・貸主双方が安心して円滑な入居が図られ、居住生活を送ることができるよう、民間の空き物件を活用した住宅提供を推進していく必要があります。
- これに対応するため、あんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業
- ・鳥取県障がい者自立支援施設整備事業
- ・鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業
- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業

イ 日中活動の場の確保

- (ア) 地域生活における日中活動の場としての自立訓練事業等の充実等を図り、地域での自立した生活に向けて、必要となるサービス量を確保するため、自立訓練事業等を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、利用者サービスの向上等に必要となる改修等に対して支援するなど、広く制度の内容や施設整備等に係る助成制度などの情報提供を行い、必要なサービス基盤の整備を図ります。
- (イ) 小規模作業所等から新体系移行を行って間もない事業所を中心に、障害福祉サービス事業を運営していくための基礎的な経営等に関する研修、相談等を引き続き一定期間行い、円滑な運営に対する支援を行います。

(ウ) 現状において、工賃3倍計画の理念（「障がい者が地域で自立して生活するための最低収入の確保（工賃と障害基礎年金を合わせて10万円）」）は達成していないので、平成24年度からの3か年についても、別途定める工賃向上に関する計画に基づき引き続き工賃水準を引き上げるための支援を積極的に実施します。

＜関連する事業（平成24年度）＞

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業
- ・障害福祉サービス事業所運営定着支援事業
- ・障がい者就労継続事業所工賃3倍計画事業
- ・農福連携推進事業
- ・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

ウ 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするために、市町村とともに障がいのある人の利用ニーズに対応する居宅介護等の障害福祉サービスの一層の充実を図るために、第2期において、障害福祉サービス事業所等に対して、323件の施設整備、運営費助成等を行いましたが、引き続き第3期におきましても、設備等の基盤の充実を図っていきます。

また、居宅介護サービス等における「サービス提供責任者研修」「障害福祉サービス従業者障害分野別基礎研修」や、「相談支援従事者研修」「同行援護従業者養成研修」「行動援護従業者養成研修」「サービス管理責任者研修」「障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修」等により、障害福祉サービスを担う人材育成についても、充実を図っていきます。

＜関連する事業（平成24年度）＞

- ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業
- ・鳥取県障がい者自立支援施設整備事業
- ・鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業
- ・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）

エ 相談支援体制の確保

障がいのある人の地域生活等を推進する上で相談支援事業は欠くことのできない重要な事業であることから、障がいのある人の地域生活への移行に向けて、次の事業を実施します。

(ア) 地域移行や地域生活支援の取組を一層充実するため、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を行う「基幹相談支援センター」の市町村への設置の促進を図るなど、相談支援の充実を図ります。

(イ) 相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、相談支援従事者研修を実施します。

(ウ) 市町村地域自立支援協議会が行うとされる具体的な地域課題への取組や相談支援専門員の行っている業務の評価を支援するため、圏域及び市町村地域自立支援協議会へアドバイザーを派遣します。

(エ) 同じ障がいのある人による相談（ピアカウンセリング）は、同じ背景を持つ者同士が不安や不満等を聴き合い、感情を解放することにより自己信頼を取り戻すための支援を行うもので、障がいのある人の支援として有効的な手法です。相談員の質の向上を図るために、人材育成のための広域的な研修を実施します。

(オ) 障がいのある人を対象として地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（ピアサポートの場合）を実施する市町村に対して、必要な設備整備等の一部を補助します。

(カ) 県人権局の「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業」において、人権に関することで悩まれている方の相談窓口を東中西部に設置し、相談内容を限定することなく受け付けて、適切な社会資源の活用をサポートする総合的な相談窓口により相談者を支援します。

＜関連する事業（平成24年度）＞

- ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）
- ・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）
- ・地域生活支援事業（相談支援体制整備事業）
- ・相談支援体制強化事業
- ・地域生活支援事業（生活訓練事業）
- ・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業

才 啓発・広報活動の強化

障がいのある人が入所施設から地域生活に移行するためには、地域での理解が何より必要ですので、まずは地域での誤解、偏見や差別意識をなくしていくため、あいサポート運動の推進及び関連する事業の活用等により、当事者団体等と連携して県民に対する啓発・広報活動の拡大・強化に取り組みます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・山陰発！！あいサポート運動推進・連携事業
- ・とつとりユニバーサルデザイン推進事業
- ・人権啓発教育事業費のうち県民等との協働による人権啓発事業
- ・心のバリアフリー推進事業

力 その他

- (ア) 在宅の障がい児・者等が将来、単身生活やグループホーム等での自立した生活に備えるために、自宅以外で地域生活を体験できる場所を提供し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出し、障がいのある人の地域移行の促進を図るため、障がい児・者地域生活体験事業を実施する市町村に対して、その経費の一部を補助します。
- (イ) 当事者及び家族が安心して暮らせる優しいまちづくりを推進し、介護する家族の休息や就労を支援するため、地域において障がいのある人が快適に過ごせる預かり体制を整備するとともに、日中や休日、長期休暇などに障がいのある人を一時的に預かる事業を実施する事業者等に助成する市町村に対して、その経費の一部を補助します。
- (ウ) 子ども、障がい者、高齢者まで誰もが一緒に過ごせる共生型の社会を目指し、「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に普及させるとともに整備の促進を図ります。
- (エ) 「あんしん賃貸支援事業」として、民間賃貸住宅への入居を希望される障がい者等に対して、入居に協力する不動産店や賃貸住宅の情報を提供し、相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。また、県営住宅の入居者の選考の際に障がいのある人の入居を優先的に取り扱います。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県障がい児（者）地域生活体験事業
- ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）
- ・鳥取県地域支え愛体制づくり事業
- ・あんしん賃貸支援事業

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【基本的な考え方】

退院可能な入院患者について、障がいのある人の自己決定を第一に、ケアマネジメントの手法を活用して、必要な社会資源を開発しながら、その退院と社会復帰を進めます。

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、質の高い医療と障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

【数値目標】

第2期計画では、退院可能精神障害者の地域移行者数と「精神障害者地域移行支援特別対策事業」実施による退院者数を目標値としておりましたが、第3期計画においては、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、退院の促進に関する要素をより具体化した目標値を設定します。

入院患者全体について、病院における早期退院の取組や障がい福祉サービスの充実等により引き続き地域移行を進めていく観点から、入院後1年未満の入院者の平均退院率を目標値とすることとし、平成16年に国が定めた「改革ビジョン」により達成目標としている76%を目指します。

また、年齢を問わず退院促進を図っていく必要がありますが、特に退院に結び付きにくいとされ、増加傾向にある長期高齢の精神障がい者の退院を促進する観点から、65歳以上かつ統合失調症の在院患者の削減数を目標値とし、平成21年度から23年度の調査で、当該在院患者が1年間におよそ10名ずつ増加していることから、1年当たり10名以上在院患者を減少させ在院患者の増加を抑えることとします。

【表5：入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 1年未満入院者の平均 退院率	76%	新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者割合を平均したもの
【目標値】 65歳以上かつ統合 失調症の在院患者の 削減数	30人	精神科病院の在院患者のうち、65歳以上かつ統合失調症患者で、地域移行などにより減少を目指す数(平成24年度から26年度の累計)

<入院中の精神障がい者の望む暮らし方>

(単位: %)

地域での暮らし					今までいい	入所施設など大勢との暮らし	その他	合計
一人暮らし	結婚して配偶者と暮らす	配偶者以外の家族	グループホーム等数人での共同生活	小計				
15.5	20.2	8.6	3.2	47.5	34.0	7.8	10.7	100.0

(H18.6 ニーズ調査結果より)

全回答数 665 人のうち有効回答数=524 人

【施策の基本的方向】

精神障がい者が、円滑に地域生活へ移行ができるよう、精神科医療機関と連携しながら、グループホームやケアホーム等の地域での住まいの場の確保に取り組むとともに、医療や障害福祉サービス、相談支援等の提供体制の充実を図ります。

また、精神障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、精神障がいに対する正しい知識の普及啓発を促進します。

ア 住まいの場の確保

- (ア) グループホーム・ケアホーム等を実施する事業者に対し、事業所の改修費や初度経費（事業を実施するに当たって最初に必要となる経費）等を補助することにより、設置の促進を図ります。
- (イ) 夜間支援が必要な障がいのある人が入居するグループホーム等で夜間世話人の配置等の支援体制を確保した場合に助成する市町村に対して補助することにより、夜間支援が必要な障がいのある人でも地域生活への移行が可能となるように取り組みます。
- (ウ) 住まいの場として、公営住宅等の活用を関係機関や該当市町村に働きかけるとともに、県営住宅の入居者の選考の際に障がいのある人の入居を優先的に取り扱います。
- (エ) 民間の空き物件を活用した住宅提供を推進していくこととし、民間賃貸住宅への入居を希望する障がいのある人に対して、入居に協力する不動産店や民間賃貸住宅の情報を提供し、相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業
- ・鳥取県障がい者自立支援施設整備事業
- ・鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業
- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業

イ 地域生活支援の充実

- (ア) 精神障がい者の持つ多様なニーズに対応していくため、福祉・保健・医療等の各分野で障がいのある人の生活を支援する専門職や、地域移行支援、地域定着支援に関する相談対応を行う相談支援従事者の人材育成に努めます。
- (イ) 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を行う「基幹相談支援センター」の市町村への設置を促進し、相談支援の充実を図ります。
- (ウ) 医療、相談支援、就労支援等の施設機能の強化や連携などサービスの充実を通じ、市町村を中心に地域で安心して暮らせる体制を、長期高齢の精神障がい者の地域移行を配慮しつつ整備します。
- (エ) 休日夜間等緊急に医療を必要とする精神障がい者に対する精神科救急医療については、そのシステムの確立と、人権に配慮した迅速かつ適切な医療の確保に努めます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）
- ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）
- ・地域生活支援事業（相談支援体制整備事業）
- ・地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）
- ・精神科救急医療体制整備事業費

ウ 医療の質の向上（早期発見、支援体制の確保）

救急医療への体制整備によって、休日・夜間でも精神障がい者が安心して地域で生活ができ、かつ、入院した場合でも、早期に地域生活に戻ることのできる体制づくりを行います。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・精神科救急医療体制整備事業費
- ・消防連絡調整費

エ 精神疾患・精神障がいに関する知識の普及啓発

精神疾患・精神障がいについて、正しい知識を普及啓発することで、早期発見、早期治療、重症化の防止につながり、県民の偏見・誤解を取り除くことにもなります。

市町村や教育関係機関・当事者団体と連携しながら、あいサポート運動、学校での授業、心の健

康まつり等普及啓発事業等の実施で、県民の関心と理解を深めるよう努めます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業
- ・山陰発！！あいサポート運動推進・連携事業
- ・てんかんのある方の支援者等研修事業

才 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

- (ア) 平成24年度からの障害者自立支援法に基づく個別給付化（地域移行支援）へ円滑に移行するよう努めるとともに、地域体制整備コーディネーターを配置し、医療機関、障がい福祉サービス事業所等関係機関の連携を図り、精神障がい者が地域移行し、安定した地域生活を送れるような支援体制の構築に努めます。
- (イ) 関係機関に対して地域移行に関する情報提供を行い、地域資源の活用や地域移行に必要な障がい福祉サービスの創設等を働きかけます。
- (ウ) 地域移行支援に携わる専門職員の人才培养に努めます。
- (エ) 在宅の精神障がい者の入院を防ぎ、地域生活の継続を可能にするため、病院等の専門職で構成する多職種チームによる未治療や治療中断者等への訪問支援（アウトリーチ）の実施を支援します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

(3) 福祉施設等から一般就労への移行

【基本的な考え方】

障がいのある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが重要です。

就労継続支援事業所の利用者や特別支援学校生徒のうち、企業等における就業を希望する方の移行を促進するため、労働・福祉・教育等の関係機関の連携強化等により就業支援体制づくりに取り組み、一層の雇用・就業の促進を図ります。

【数値目標】

第2期計画の数値目標の設定では、平成23年度において平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の5.3倍とすることを目指し、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労（就労継続支援（A型）事業（事業所内において雇用契約に基づき就労の機会を提供する事業）を含む。）に移行する者等の数値目標を設定していました。

また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現在の福祉施設の利用者のうち、2割の方が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割の方が就労継続支援（A型）事業（事業所内において雇用契約に基づき就労の機会を提供する事業）を利用することを目指していました。

一般就労へ移行する者は年々増加し、平成21年度、22年度は50人を超えるほどに増加していますが、目標である64人は達成していない現状です。

このため、平成26年度中に一般就労に移行する者の数を、平成17年度において福祉施設を退所し一般就労へ移行した実績（12人）の5.3倍（64人）とすることを引き続き目指します。

なお、就労移行支援事業を利用する者及び就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合については、それぞれの事業についての現在の県内の整備状況を考慮し、各市町村が見込む利用者を基本として定めることとしました。

あわせて、障がい者の就労支援は、一般就労の支援及び福祉的就労の支援の両輪で進める必要があることから、平成23年度に終期を迎える「小規模作業所等工賃3倍計画」に代わる工賃向上のための計画を別途定め、福祉的就労の底上げについても、取り組んでいきます。

【表6：福祉施設等から一般就労への移行の目標】

項目	数値	考え方
基準とする一般就労移行者数	12人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	64人 (5.3倍)	平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数(※1)
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	220人 (5.2%)	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 就労継続支援事業の利用者の中A型の利用者数	278人 (11.9%)	平成26年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、A型(雇用契約に基づき就労の機会を提供するもの)を利用する者の数
【目標値】 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数	64人	平成26年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者の数
【目標値】 障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練事業(※2)の受講者数	19人 (3割)	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練の受講者数
【目標値】	32人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ

障害者試行雇用事業(トライアル雇用) (※3) の開始者数	(5割)	移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
【目標値】職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援(※4)の対象者数	32人 (5割)	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の対象者数
【目標値】障害者就業・生活支援センター事業(※5)の支援対象者数	64人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	3か所	平成26年度における障害者就業・生活支援センターの設置箇所数

※1 一般就労移行者数

就労継続支援(A型)事業において雇用契約をした者を含んでいます。

※2 委託訓練事業

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を実施しています。(訓練期間: 3か月 (標準))

※3 障害者試行雇用事業(トライアル雇用)

公共職業安定所(通称: ハローワーク。以下同じ。)の紹介によって事業主と有期雇用契約を締結し、3か月間の試行雇用を行います。就職や雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害のある人の相互の理解を深め、その後の常用就労を目指します。

※4 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

障がいのある人が円滑に職場に適応することができるよう、障害者職業センターがジョブコーチを配置して支援を行うとともに、社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、障害者職業センターと連携しながら、職場適応援助者助成金を活用して障がいのある人や事業主に対して職場内できめ細かな支援を行います。

※5 障害者就業・生活支援センター事業

在職している障がいのある人及び離職した障がいのある人等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障がいのある人の雇用の促進と生活の安定を図ります。

<通所施設利用者(65歳未満)の就労希望場所: 身体・知的・精神> (単位: %)

役所や会社などの一般企業等	授産施設、小規模作業所、福祉工場	自営業	自営業の手伝い	在宅就労	その他	合計
21.4	69.6	1.9	1.3	3.2	2.6	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数313人のうち有効回答数=283人

【施策の基本的方向】

県では、障がいのある人がその適性と能力に応じた職に就き、社会経済活動への参加を一層促進するため、労働局・県(福祉保健部、商工労働部、教育委員会)が連携し、障がいのある人の就業促進に係る調査、情報共有、施策の企画立案・推進を図る鳥取県障がい者就業支援推進協議会を設置しています。

この協議会における就業支援に係る検討結果を踏まえ、次のとおり就労継続支援事業所等の利用者や特別支援学校生徒のうち、企業等における就業を希望する方の就業移行を促進します。

ア 本人や保護者への就業支援

(ア) 障がい者就業の成功事例など就業情報を積極的に提供し、本人・保護者の就業への意識高揚を図ります。

(イ) 職場実習は一般就労につなげるために有効な手段であることから、職場実習受入事業所の拡大とともに、就労系障害福祉サービス事業所が職場実習に送り出しやすい環境整備を図ります。

- また、障がい者の就業に対する意識高揚あるいは就業希望者の雇用促進のため、障害福祉サービス事業所の施設外就労の実施を推進します。
- (ウ) 障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関との連携により、離職後支援の体制強化を図ります。
- (エ) 福祉施設から一般就労した方が離職した後の施設への受入については、施設定員の弾力化等を有効に活用し、当事者及び保護者等の不安の解消を図ります。
- (オ) 特別支援学校生徒の適性・能力の実態把握と評価の充実を図るとともに、公共職業安定所、障害者職業・生活支援センターなどの関係機関と連携して職場開拓や卒業生のフォローアップを充実します。
- (カ) 県では、身体障がいのある人を対象とした県職員採用試験を行うとともに、視覚障がいのある人や知的障がいのある人を県庁の本庁舎及び各圏域の総合事務所の非常勤職員として雇用するなど継続的な障がい者雇用を推進します。
- (キ) 県としては、法定雇用率を達成していますが、県教育委員会及び県病院局では未達成となっています。このため、県教育委員会では教員採用試験における障がい者枠の設定を、県病院局では非常勤職員の採用をそれぞれ検討しているところであります、これらにより法定雇用率の達成に努めます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・職業教育促進事業
- ・障がい者一般就労移行支援事業
- ・実習受入企業謝金等
- ・障がい者就労環境改善事業（新規）
- ・障がい者就業支援事業
- ・就労促進調査モデル事業
- ・障がい者一般就労移行ネットワーク会議
- ・障がい者ワークセンター運営事業
- ・知的障がい者等に対する就労支援・雇用促進事業
- ・教職員人事管理費（一次手話通訳等）

イ 事業主への障がい者雇用の啓発

- (ア) 企業訪問による個別要請の実施、雇用支援策の周知、職場実習が受け入れやすい環境整備、啓発セミナーの開催、特別支援学校の授業公開・職業教育内容紹介等により、障がいに対する正しい理解の促進を含め、企業トップへの障がい者雇用への啓発に取り組みます。
- (イ) 障害者技能競技大会の開催やアビリンピック（全国障害者技能競技大会）等への参加を通じて、障がいのある人に対する社会の理解と認識を深め、障がい者雇用の促進を図ります。
- (ウ) 障がい者雇用、職場実習、施設外就労を行っている企業等を表彰するとともに、表彰事業所、個人等をホームページに掲載するなど、広く県民に周知し啓発を図ります。
- (エ) 障がい者雇用を行っている事業所に対し、雇用維持のための研修会を開催し、職場定着を図ります。
- (オ) 障がい者就業支援機関、障がい者雇用取組事業所及び働く障がいのある人などの情報や、県内事業所の障がい者雇用の取組事例をホームページにおいて公表するなど、広く県民に障がい者雇用の取組を広報します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者就業支援事業
- ・就労促進調査モデル事業

ウ 就業支援機関の充実強化

- (ア) 就労支援の専門研修の実施等により、就労支援を行う施設職員等の意識啓発・技術向上を図ります。特に、平成22年度から実施しているジョブコーチ地方セミナーを引き続き開催し、本県の就労支援のレベル向上を図り、本県でのジョブコーチ養成研修が開催できるよう取組を

行います。

- (イ) 施設利用者の生活が施設内で完結するという固定的、閉鎖的な考え方からの脱却を図り、施設利用者のニーズに応じて就業支援等の適切な支援が行われるよう、事業者に対して各種研修会等を通じて意識変革を促します。
- また、サービス利用計画書の作成等の段階で一般就労の視点を加味できるような取組を支援します。
- (ウ) 障害者就業・生活支援センターの支援に対する増加するニーズに適切に対応していくため、その機能強化を図ります。
- (エ) 障がい者の就労支援を効果的に推進するため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校など地域の社会資源が就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携して情報の共有化を図りながら、企業への障がい者雇用の働きかけを強化します。
- (オ) 地域生活に不可欠な日中活動系サービスについて、圏域で必要なサービス量を確保するため、サービス提供基盤の確保・充実に努めます。そのために、該当サービスの実施を希望する事業者の把握に努めるとともに、特に圏域で不足するサービスについては、国庫補助等による施設整備補助等を活用してサービスの基盤整備を行います。
- (カ) 特別支援学校においては、豊かな経験と各分野の専門的な知識・技能を有する企業関係者等を社会人講師として招くことにより、生徒の就業意欲を高め、自立と社会参加を目指します。
- (キ) 特別支援学校教員が企業派遣やスキルアップ研修等で職業教育に必要な知識技能を習得するなど、障がいの状況に応じた業務内容を探り、進路指導及び就業支援に役立てます。
- (ク) 「小規模作業所工賃3倍計画」の理念である、障がい者が地域で自立して生活するための最低収入の確保を実現するため、工賃向上に関する計画を別途定め、引き続き工賃水準を引き上げるための支援を積極的に実施します。
- (ケ) 福祉施設等における障がい者の仕事の確保に向け、県は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者一般就労移行支援事業
- ・障がい者一般就労移行ネットワーク会議
- ・障がい者一般就労アセスメントモデル事業（新規）
- ・地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）
- ・障がい者就業支援事業
- ・就労促進調査モデル事業
- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業
- ・職業教育促進事業
- ・障がい者就労継続事業所工賃3倍計画事業
- ・農福連携推進事業
- ・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

二 関係機関の連携強化

- (ア) 公共職業安定所を中心とした「チーム支援」の充実・強化など、就職前から就職後や離職時の円滑な就業支援が行われるよう、労働、福祉、教育等の関係機関や市町村との連携を強化し、経済団体等とも連携を図りながら、障がい者雇用を促進します。
- (イ) 労働・福祉分野の障がい者雇用に係る各種優遇措置等について、必要に応じ企業・団体に対する説明会を開催し、障がいのある人の雇用・就業の促進に努めます。
- (ウ) 障がい者の社会就労事業の振興、就労系障害福祉サービス事業所等における仕事の活性化のための調整・支援を行う特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターを中心とした工賃水準の引上げのための事業に対して積極的に支援します。
- (エ) 平成22年度から「鳥取発！農福連携モデル事業」により、障がい者の新たな就労分野として農業が開拓でき、障がい者の就労の拡大につながりました。県は農家と就労系障害福祉サービス事業所が直接農作業を受委託できるよう支援するとともに、農産物・水産物を利用した新たな連携方法も関

係機関と協力して検討します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者就業支援事業
- ・職業教育促進事業
- ・障害者就労事業振興センター運営支援事業
- ・障がい者就労継続事業所工賃3倍計画事業
- ・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業
- ・農福連携推進事業

2 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保策

【基本的な考え方】

障がいのある人が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするために、市町村とともに障がいのある人の利用ニーズに対応する在宅サービスの一層の充実を図ります。

施設入所者の社会的自立や地域生活への円滑な移行につながる、社会生活能力を高める支援の推進を図ります。

生産活動を行う障害福祉サービス事業所等において、労働分野の関係機関との十分な連携の下、利用者が企業等へ円滑に就労することができるよう、適切な支援が行われるようにしていきます。

【見込量及び見込量確保策】

第2期計画の実績等を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの各年度における障害福祉サービスの見込量等を定めます。この見込量は、実績及び障がいのある人のニーズを市町村及び圏域単位で十分検討を加えたものです。

なお、精神障がいのある人については、精神障害者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、自立支援医療対象者も含めたサービス量を見込んでいます。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【表7：第2期計画と実績】

圏域		H21年度		H22年度		H23年度	
		利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量
計画	東部	229	7,121	259	7,845	289	8,600
	中部	193	4,626	214	5,084	236	5,583
	西部	386	9,439	441	10,239	479	11,127
	県計	808	21,186	914	23,168	1,004	25,310
実績	東部	219	6,643	248	6,748		
	中部	141	2,931	154	3,076		
	西部	348	8,944	366	9,082		
	県計	708	18,518	768	18,941		

(注) 単位は1か月当たりの延べ利用時間数。(以下、単位が時間／月となっているものは同じ。)

【表8：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	301	7,127	315	7,454	329	7,813
中部	196	3,649	228	4,109	254	4,539
西部	447	11,332	486	12,477	530	13,700
県計	944	22,108	1,029	24,040	1,113	26,052

【見込量の確保策】

自宅において介護や家事等の日常生活上の支援（視覚障がいのある人に対しては代読又は代筆を含む。）や通院時の介助等の支援（病院内での必要な支援を含む。）を必要とする障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、利用者・事業者に必要な情報提供を行うとともに、居宅サービス事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい者個々の障がい特性に対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

また、障がいのある人の多様化するニーズ等に対応した適切な居宅介護サービス等を提供する必要があります。

このため、居宅介護サービス等が円滑に実施されるよう、サービス提供責任者及び相談支援従事

者に対する研修等を計画的に実施することはもとより、サービス提供職員についても、サービス提供責任者等研修、行動援護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修等を実施することにより、適正なサービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上を図ります。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業
- ・障がい者福祉従業者等研修事業

(2) 生活介護

【表9：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度	
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量
計画	人	人日／月	人	人日／月	人	人日／月
	東部	269	2,780	483	4,902	576
	中部	85	1,896	149	3,323	240
	西部	147	3,065	200	4,173	256
県計		501	7,741	832	12,398	1,072
						16,831
実績	東部	292	4,155	417	6,658	
	中部	65	1,333	93	1,904	
	西部	227	4,067	410	8,374	
	県計	584	9,555	920	16,936	

(注) 単位は1か月当たりの延べ利用日数（人日）ですので、22日で割れば、1日当たりのおおむねの利用者数が算出できます。（以下、単位が人日／月となっているものは同じ。）

【表10：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人	人日／月	人	人日／月	人	人日／月
	653	8,481	671	8,765	689	9,045
中部	306	5,942	325	6,295	345	6,670
西部	432	8,354	453	8,789	473	9,249
県計	1,391	22,777	1,449	23,849	1,507	24,964

【見込量の確保策】

障がいが重く、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援を必要とする障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、生活介護事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く制度の内容や施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、必要な新規の事業参入等が促進されるよう、利用ニーズに対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

【表11：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 9	人 107	か所 28	人 672	か所 28	人 672	か所 29	人 696
中部	1	9	13	312	14	336	15	360
西部	9	140	17	442	18	468	19	494
県計	19	256	58	1,426	60	1,476	63	1,550

(3) 自立訓練（機能訓練）

【表12：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度	
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量
計画	人 東部 4	人日／月 55	人 15	人日／月 263	人 15	人日／月 270
	中部 0	0	4	74	6	116
	西部 7	108	12	215	20	336
	県計 11	163	31	552	41	722
実績	東部 0	0	30	410		
	中部 0	0	2	28		
	西部 1	22	4	86		
	県計 1	22	36	524		

【表13：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人 35	人日／月 453	人 35	人日／月 453	人 35	人日／月 453
中部	4	70	4	70	5	110
西部	5	99	7	144	10	212
県計	44	622	46	667	50	775

【見込量の確保策】

地域での自立した生活に向けて、身体機能の維持・向上のために支援が必要な障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、自立訓練（機能訓練）事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く制度の内容や施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、必要な新規の事業参入等が促進されるよう、利用ニーズに対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

【表14：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 0	人 0	か所 2	人 58	か所 2	人 58	か所 2	人 58
中部	0	0	1	29	1	29	1	29
西部	0	0	1	29	1	29	1	29
県計	0	0	4	116	4	116	4	116

(4) 自立訓練（生活訓練）

【表15：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度		
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	
計画	東部	人 29	人日／月 398	人 36	人日／月 498	人 40	人日／月 563
	中部	7	126	15	288	17	316
	西部	27	344	31	386	40	540
	県計	63	868	82	1,172	97	1,419
実績	東部	20	311	31	405		
	中部	3	38	4	69		
	西部	13	58	8	179		
	県計	36	407	43	653		

【表16：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人 48	人日／月 653	人 49	人日／月 667	人 49	人日／月 667
中部	34	740	37	804	40	868
西部	19	278	22	330	25	382
県計	101	1,671	108	1,801	114	1,917

【見込量の確保策】

地域での自立した生活に向けて、食事や家事などの日常生活能力の維持・向上のために支援が必要な障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、自立訓練（生活訓練）事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く制度の内容や施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、必要な新規の事業参入等が促進されるよう、利用ニーズに対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

【表17：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 4	人 38	か所 6	人 48	か所 7	人 56	か所 7	人 56
中部	0	0	4	36	5	45	5	45
西部	0	0	2	20	3	30	3	30
県計	4	38	12	104	15	131	15	131

(5) 就労移行支援

【表18：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度		
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	
計画	東部	人 14	人日／月 294	人 35	人日／月 754	人 41	人日／月 893
	中部	8	172	20	432	30	652
	西部	38	1,287	58	1,381	70	1,603
	県計	60	1,753	113	2,567	141	3,148
実績	東部	30	580	35	747		
	中部	11	93	10	128		
	西部	58	684	42	786		
	県計	99	1,357	87	1,661		

【表19：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人 62	人日／月 1,257	人 75	人日／月 1,511	人 88	人日／月 1,764
中部	35	620	46	808	55	952
西部	49	781	63	910	77	1,054
県計	146	2,658	184	3,229	220	3,770

【見込量の確保策】

企業等における就業を希望する障がいのある人の就労移行のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、就労移行支援事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、広く制度の周知及び施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、利用ニーズに対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

就労支援のノウハウを身につけるための専門研修の実施等により、施設職員等の意識啓発・技術向上を図ります。

また、小規模作業所から新事業体系に移行した事業者等に対し、移行後の円滑な事業所運営が行えるよう、引き続き、経営コンサルタント・相談員を派遣し、移行後の体制づくり、運営基盤の確立などの経営等を行っていくための基本的な部分に対する相談等の支援を、一定期間行っていきます。

さらに、障害者支援施設利用者が企業等へ円滑に就労することができるよう、職業評価の実施、職場実習先の開拓、求人開拓、就職後の定着支援等について、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等関係機関との密接な連携を促進します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

- ・障がい者一般就労移行支援事業
- ・障害福祉サービス事業所運営定着支援事業
- ・障がい者一般就労移行ネットワーク会議

【表20：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 3	人 33	か所 7	人 70	か所 8	人 80	か所 9	人 90
中部	1	6	6	36	8	48	10	60
西部	4	36	5	50	5	50	6	60
県計	8	75	18	156	21	178	25	210

(6) 就労継続支援（A型）

【表21：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度		
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	
計画	東部	人 69	人日／月 1,336	人 76	人日／月 1,466	人 89	人日／月 1,727
	中部	6	132	9	198	14	306
	西部	16	458	39	821	48	1,007
	県計	91	1,926	124	2,485	151	3,040
実績	東部	80	1,749	88	1,939		
	中部	9	154	6	131		
	西部	29	618	39	790		
	県計	118	2,521	133	2,860		

【表22：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人 115	人日／月 2,263	人 128	人日／月 2,516	人 143	人日／月 2,809
中部	29	602	40	828	51	1,054
西部	56	1,022	70	1,191	84	1,339
県計	200	3,887	238	4,535	278	5,202

【見込量の確保策】

通所により、雇用契約に基づく就労を希望する障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、就労継続支援（A型）事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、広く制度の内容や施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、利用ニーズに対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

【表23：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 7	人 139	か所 11	人 176	か所 11	人 176	か所 11	人 176
中部	0	0	3	39	4	52	4	52
西部	2	50	4	68	4	68	4	68
県計	9	189	18	283	19	296	19	296

(7) 就労継続支援（B型）

【表24：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度		
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	
計画	東部	人 364	人日／月 6,339	人 418	人日／月 7,278	人 522	人日／月 9,110
	中部	89	1,908	136	2,904	242	5,162
	西部	246	6,634	350	7,611	382	8,310
	県計	699	14,881	904	17,793	1,146	22,582
実績	東部	437	7,735	542	9,746		
	中部	135	2,211	203	3,664		
	西部	433	7,385	538	9,694		
	県計	1,005	17,331	1,283	12,104		

【表25：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人 792	人日／月 12,661	人 824	人日／月 13,200	人 856	人日／月 13,722
中部	349	6,074	376	6,775	402	7,242
西部	638	11,451	711	12,462	785	13,455
県計	1,779	30,186	1,911	32,437	2,043	34,419

【見込量の確保策】

通所により、雇用契約を結ばない形式での就労や生産活動を希望する障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、就労継続支援（B型）事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、広く制度の内容や施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、利用ニーズに対応したサービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

なお、当該事業の利用者の中には、生活介護事業等、他のサービスを利用する方が適性に合っていると考えられる者があることから、実態を把握した上で、適正な支援が実施できるよう、検討します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

【表26：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 33	人 726	か所 40	人 800	か所 42	人 840	か所 43	人 860
中部	8	183	16	352	18	396	20	440
西部	25	581	31	685	31	685	31	685
県計	66	1,490	87	1,837	91	1,921	94	1,985

(8) 療養介護

【表27：第2期計画と実績】

圏域	H21年度			H22年度			H23年度		
	人／月			人／月			人／月		
計画	東部	26		31			36		
	中部	2		2			5		
	西部	133		170			189		
	県計	161		203			230		
実績	東部	23		24					
	中部	1		2					
	西部	11		11					
	県計	35		37					

【表28：見込量】

圏域	H24年度			H25年度			H26年度		
	人／月			人／月			人／月		
東部	25			26			28		
中部	23			24			26		
西部	58			64			70		
県計	106			114			124		

(注) 単位は1か月当たりの利用者数。(以下、単位が人／月となっているものは同じ。)

【見込量の確保策】

長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、療養介護事業を行う医療機関の確保に、市町村、医療機関等と連携しながら取り組みます。

なお、当該サービスの新規参入が進んでいないことから、要因を分析し、必要な施策を検討します。

<関連する事業(平成24年度)>

- ・障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者施設整備費事業

【表29：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 1	人 24	か所 2	人 48	か所 2	人 48	か所 2	人 48
中部	0	0	1	24	1	24	2	48
西部	0	0	3	72	3	72	3	72
県計	1	24	6	144	6	144	7	168

(9) 短期入所

【表30：第2期計画と実績】

圏域	H21年度		H22年度		H23年度		
	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	利用者数	サービス量	
計画	東部	人 55	人日／月 343	人 69	人日／月 423	人 84	人日／月 522
	中部	86	752	95	821	109	922
	西部	84	718	99	831	114	967
	県計	225	1,813	263	2,075	307	2,411
実績	東部	35	301	49	372		
	中部	12	86	16	109		
	西部	54	456	52	452		
	県計	101	843	117	933		

【表31：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量	利用者数	サービス見込量
東部	人 55	人日／月 400	人 63	人日／月 465	人 73	人日／月 538
中部	31	203	40	264	49	325
西部	57	475	63	536	69	596
県計	143	1,078	166	1,265	191	1,459

【見込量の確保策】

居宅においてその介護を行う人の病気等により、障害者支援施設等へ短期間の入所を必要とする障がいのある人のニーズに対応し、必要となるサービス量を確保するため、利用者・事業者に必要な施設整備に係る助成制度などの情報提供を行うとともに、短期入所事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、サービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組みます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者施設整備費事業

【表32：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 10	人 23	か所 14	人 56	か所 16	人 64	か所 19	人 76
中部	9	13	11	33	14	42	17	51
西部	12	38	15	60	16	64	18	72
県計	31	74	40	149	46	170	54	199

(10) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

【表33：第2期計画と実績】

計画	H21年度		H22年度		H23年度	
	東部	人／月 156	中部	人／月 185	西部	人／月 215
実績	東部	93	中部	100	西部	130
	東部	157	中部	180	西部	209
	県計	406		465		554
	東部	170	中部	178	西部	
	東部	109	中部	117	西部	
	県計	183		197		
	県計	462		492		

【表34：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	人／月 201	人／月 215	人／月 230	人／月 149	人／月 163	人／月 181
東部						
中部						
西部						
県計	248	292	339	598	670	750

【見込量の確保策】

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業については、障がいのある人のニーズが高く、入所施設の入所者等の地域生活への移行や家族から自立した生活への移行の基盤となるものです。そこで、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、障がいのある人の住まいの場の確保に、市町村とともに取り組みます。

具体的には、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）を実施する事業者に対し施設・設備の改修費等を補助することで設置の促進を図り、夜間支援が必要な障がいのある人が入居する共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）で夜間世話人の配置等の支援体制を確保した場合に助成する市町村に対して補助することで、夜間支援が必要な障がいのある人でも地域住民の方の理解を得て地域生活への移行が可能となるように取り組みます。

加えて、今後の地域移行を促進するため、あいサポート運動等、県民に対する啓発活動を行い、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

なお、施設入所から地域へ移行する場合の受入先は、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）だけではないことから、在宅サービスの確保と併せて検討します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業
- ・鳥取県障がい者自立支援施設整備事業
- ・鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業

・山陰発！あいサポート運動推進・連携事業

【表35：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 46	人 207	か所 51	人 204	か所 54	人 216	か所 58	人 232
中部	25	125	30	150	33	165	37	185
西部	50	179	82	246	96	288	112	336
県計	121	511	163	600	183	669	207	753

(11) 施設入所支援

【表36：第2期計画と実績】

計画	H21年度		H22年度		H23年度	
	東部	人／月 188	中部	人／月 365	西部	人／月 453
実績	東部	64	130	220		
	西部	173	227	282		
	県計	425	722	955		
	東部	137	230			
	中部	62	73			
	西部	81	257			
	県計	280	560			

※ 当該数値には、旧法施設の含まれていない。

【表37：見込量】

圏域	H24年度		H25年度		H26年度	
	人／月 438	人／月 438	人／月 438	人／月 438	人／月 438	人／月 438
東部	233		230		225	
中部	367		345		313	
西部	1,038		1,013		976	

※H26年度の見込量976人（市町村ごとの積み上げ人数）と21頁の目標年度入所者数984人（県内施設の入所者数）の相差は、県外からの入所が含まれていることから生じるもの。

【見込量の確保策】

施設入所支援については、障がいのある人のニーズを踏まえ、必要な数となるよう調整することとし、施設入所から地域生活への移行を進め、現在の入所施設の入所者数を縮減していくため、地域におけるグループホーム・ケアホーム、福祉ホームなど地域で生活する上で必要な住まいの場の充実を図る等、地域生活における社会資源の基盤整備に市町村と連携しながら取り組みます。

また、施設利用者の生活が施設内で完結するという固定的、閉鎖的な考え方からの脱却を図り、施設利用者のニーズに応じて地域生活への移行に向けて支援が行われるよう、事業者に対して各種研修会等を通じて地域移行に対する理解を深めます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業
- ・鳥取県障がい者自立支援施設整備事業
- ・障がい者福祉従業者等研修事業

【表38：整備計画】

圏域	H23.3末現在		H24年度		H25年度		H26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
東部	か所 4	人 230	か所 9	人 486	か所 9	人 486	か所 9	人 486
中部	1	60	4	240	4	240	4	240
西部	4	195	7	399	7	399	7	399
県計	9	485	20	1125	20	1125	20	1125

(12) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【表39：見込量（計画相談支援）】

圏域	H24年度	H25年度	H26年度
東部	人／月 158	人／月 295	人／月 465
中部	42	135	223
西部	172	319	426
県計	372	749	1,114

【表40：見込量（地域移行支援）】

圏域	H24年度	H25年度	H26年度
東部	人／月 10	人／月 10	人／月 11
中部	13	13	12
西部	29	37	45
県計	52	60	68

【表41：見込量（地域定着支援）】

圏域	H24年度	H25年度	H26年度
東部	人／月 9	人／月 10	人／月 11
中部	15	22	33
西部	28	37	45
県計	52	69	89

【見込量の確保策】

計画相談支援は、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、平成24年4月から支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整を行い、計画を作成することになったため、対象者が大幅に拡大されます。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等している障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等に関する相談支援体制を整備する必要があります。

地域定着支援は、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うための相談支援の体制を整備する必要があります。

サービス利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の創設を踏まえ、相談支援の提供体制の整備が必要となるため、サービス利用計画の作成については、平成24年度から段階的に拡大することとし、相談員の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図るため、次の取組を行います。

ア 相談支援事業に従事する専門的な職員の養成及び現任職員の資質向上のために必要な研修の実

施に取り組みます。

イ 相談支援の提供体制の整備を図るため、民間団体の相談の実績についても一定の要件のもと実務経験として認められるようになったことなどの国の要件緩和措置を周知し、相談支援専門員の確保に努めます。

ウ 障害福祉サービス利用の相談に対して、相談支援事業者が地域においてニーズに応じたサービスのコーディネートが円滑に実施できるよう市町村自立支援協議会にアドバイザー等の派遣を行います。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）
- ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）
- ・地域生活支援事業（相談支援体制整備事業）

【表42：整備計画】

圏域	H24年度	H25年度	H26年度
東部	か所 7	か所 8	か所 10
中部	6	7	8
西部	10	11	12
県計	23	26	30

(13) 移動支援

【表43：第2期計画と実績】

計画	圏域	H21年度	H22年度	H23年度
		時間／月	時間／月	時間／月
計画	東部	3,392	3,512	3,632
	中部	839	960	1,090
	西部	3,071	3,469	3,860
	県計	7,302	7,941	8,582
実績	東部	351	332	
	中部	544	822	
	西部	3,730	2,424	
	県計	4,625	3,577	

【表44：見込量】

圏域	H24年度	H25年度	H26年度
東部	時間／月 419	時間／月 442	時間／月 465
中部	1,069	1,266	1,463
西部	2,652	2,700	2,750
県計	4,140	4,408	4,678

【見込量の確保策】

移動支援は、障がいのある人が円滑に外出することができるよう、障がいのある人の移動を支援し、地域での自立生活及び社会参加を促すものであり、個別型、グループ支援型、車両移送型等の形態が想定されます。

また、利用者の利便性やニーズを考慮し、急な用事ができた場合は、電話等の簡便な方法での申込みにより臨機応変にサービス提供を行うこと、他の市町村への外出等に支障を生じないよう配慮すること、移動支援に付随した代筆・代読等障がい特性に配慮したサービス提供に努めること等が必要ですが、市町村に対し必要な情報を提供する等、市町村や事業者と連絡を取りながら、事業が円滑に実施されるよう配慮します。

なお、平成23年10月から重度の視覚障がい者（児）の移動支援については、外出時に同行し、

移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象となりました。サービスの内容としては、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）及び移動の支援、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助です。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）

(参考) 障がい児支援のための体制整備

つなぎ法の施行に伴い児童福祉法が改正され、平成24年4月から障がい児支援が強化されます。強化される主な内容としては、次のア、イです。

ア 身近な地域での支援を充実

障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を県から市町村へ移行

イ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

つなぎ法の趣旨を踏まえながら、濃厚な医療ケアが必要な重症心身障がい及び発達障がい等の今後も対象となる児童が増えると予想される障がいについては、市町村及び関係機関と協議を行い、サービス量の確保方策について検討していきます。

その他のサービスについては、より身近な地域で、様々な場所、年代で適切なサービスが利用できるよう充実を図るとともに、より一層の専門性の高い支援、助言が行えるよう関係する職員の資質の向上を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、子ども達が地域で安心して暮らすことができるよう、地域の保育所や放課後の小学校等で障がいのある児童が利用できる施策等、子育て支援制度の充実も図っていきます。

3 圏域単位を標準とした障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

(1) 東部圏域

ア 圏域内の障がいのある人の状況

東部圏域は県庁所在地である鳥取市と岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の1市4町からなり、人口は平成23年4月1日現在238,612人で減少傾向にあります。

(ア) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者は平成23年3月末現在11,903人で、人口の約5%を占めており、人口比は横ばいで推移しています。手帳所持者のうち、47.7%が重度（身体障害者手帳1級、2級）となっています。

【表45：身体障害者手帳所持者数】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	重度		中度		軽度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	396	262	73	70	102	127	1,030
聴覚障がい	76	412	158	225	10	553	1,434
音声・言語	7	9	82	32			130
肢体不自由	1,518	1,291	1,302	1,651	676	311	6,749
内部障がい	1,684	20	269	587			2,560
計	3,681	1,994	1,884	2,565	788	991	11,903
構成比	30.9	16.8	15.8	21.5	6.6	8.3	100.0

(イ) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者は平成23年3月末現在2,100人で、人口の0.9%を占めており、人口比は微増しています。手帳所持者のうち、37.0%が重度となっています。

【表46：療育手帳所持者数】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	A 重度	B 中軽度	計
18歳未満	134	262	396
18歳以上	642	1,062	1,704
計	776	1,324	2,100
構成比	37.0	63.0	100.0

(ウ) 精神障がいのある人の状況

精神障がい者入院患者数は平成23年6月末現在721人です。

自立支援医療（精神通院医療）受給証所持者は平成23年3月末現在3,578人、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成23年3月末現在1,953人となっています。

【表47：精神障害者保健福祉手帳所持者数等】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	計
所持者数	353	1,481	119	1,953
構成比	18.1	75.8	6.1	100.0

精神障がい者入院患者数	721	平成23年6月30日現在
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	3,578	平成23年3月31日現在

(エ) 障がいのある人の状況

身体、知的、精神（精神入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の合計）の障がいのある人の数は、平成23年3月末日（精神障がい者入院患者数については、平成23年6月30日）現在18,302人で、人口の7.8%を占めています。

【表48：障がいのある人の状況】

区分	障がい者数(人)
身体障がい	11,903
知的障がい	2,100
精神障がい	4,299

(オ) 難病患者の状況

難病患者（特定疾患治療研究事業受給者証交付人数）の数は、平成24年2月23日現在で1,255人です。

イ 地域内の課題

(ア) 支援体制について

障がい者地域自立支援協議会は市と四町に分けて二つが設置され、市では部会、連絡会などの組織が設置され、課題解決に向けての体制が整いつつあります。四町では課題に応じて勉強会を開催し、情報の共有化を図りながら、効果的な組織運営に努めています。今後は地域の方々に広く協議会の周知を図り、必要に応じて参加を求めるなど、より充実した体制づくりを推進する必要があります。

日中活動系サービス事業所は就労系の事業所を中心に増加していますが、療養介護や自立訓練（機能訓練）などの事業所は数が増加していません。また特別支援学校や障がい児の療育機関の多くは市街地に開設されており、その数も限られていることから広域的な利用を図る移動手段が必要です。

郡部においては就労系事業所は微増しているものの、他のサービス事業所の数は少なく、身近な地域での事業所の整備が必要です。

(イ) 地域移行・自立支援について

病院や関係機関との連携、また地域住民の障がい者に対する理解の広がり等により地域移行が進みつつあります。一方、郡部において生活の拠点となるグループホーム・ケアホームが少ないため、郡部でのグループホーム等の整備が必要です。

地域生活体験事業は、地域移行や自立を希望する障がい者に対して、グループホーム等で地域生活体験と訓練が実施されています。しかし、この事業を実施している事業者が少ないとから、事業への取組を進め、地域生活体験の場を整備する必要があります。

(ウ) 就労支援の充実について

就労系サービス事業所は就労継続支援B型事業所を中心に増加していますが、就労移行支援事業所は少なく、障がい者一般雇用率は1.68%と法定雇用率を下回っている状況です。障がい者のニーズと適性に応じた就労支援と就労訓練を行い、一般就労への移行を図る必要があります。

ウ 地域における指定障害福祉サービス等見込量

(ア) 訪問系サービス【表49】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	301人	7,127時間／月	315人	7,454時間／月	329人	7,813時間／月

(イ) 日中活動系サービス【表50】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
生活介護	653人	8,481人日／月	671人	8,765人日／月	689人	9,045人日／月
自立訓練(機能訓練)	35人	453人日／月	35人	453人日／月	35人	453人日／月
自立訓練(生活訓練)	48人	653人日／月	49人	667人日／月	49人	667人日／月
就労移行支援	62人	1,257人日／月	75人	1,511人日／月	88人	1,764人日／月
就労継続支援(A型)	115人	2,263人日／月	128人	2,516人日／月	143人	2,809人日／月
就労継続支援(B型)	792人	12,661人日／月	824人	13,200人日／月	856人	13,722人日／月
療養介護		25人／月		26人／月		28人／月
短期入所	55人	400人日／月	63人	465人日／月	73人	538人日／月

(ウ) 居宅系サービス【表51】

サービス種別	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
共同生活援助(グループホーム)	201人／月	215人／月	230人／月
共同生活介護(ケアホーム)			
施設入所支援	438人／月	438人／月	438人／月

(エ) その他のサービス【表52】

サービス種別	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
計画相談支援	158人／月	295人／月	465人／月
地域移行支援	10人／月	10人／月	11人／月
地域定着支援	9人／月	10人／月	11人／月
移動支援	419時間／月	442時間／月	465時間／月

工 圏域における障害福祉サービス事業所整備計画【表53】

事業所・施設名称	平成23年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
生活介護	9	107	28	672	28	672	29	696
自立訓練(機能訓練)	0	0	2	58	2	58	2	58
自立訓練(生活訓練)	4	38	6	48	7	56	7	56
就労移行支援	3	33	7	70	8	80	9	90
就労継続支援(A型)	7	139	11	176	11	176	11	176
就労継続支援(B型)	33	726	40	800	42	840	43	860
療養介護	1	24	2	48	2	48	2	48
短期入所	10	23	14	56	16	64	19	76
グループホーム・ケアホーム	46	207	51	204	54	216	58	232
障害者支援施設	4	230	9	486	9	486	9	486
相談支援	7		7		8		10	

オ 圏域の取組

(ア) 支援体制の充実

より多くの地域の方々が障がい者地域自立支援協議会に参画することで地域のニーズを把握し、地域全体で障がい者を支える仕組みづくりに反映されるよう、市町、事業所等と協働して研修会開催等を行い、市町地域自立支援協議会の周知と運営体制の充実強化を図ります。

障がい福祉施策を中心とした制度や社会資源等の情報を把握し、市町や関係部署と連携して事業者に必要な情報提供を行い、地域自立支援協議会と協働して身近な地域で利用できるサービス提供体制の整備に取り組みます。

地域自立支援協議会において圏域の地域課題の把握に努め、必要に応じて市と四町の地域自立支援協議会が情報交換を行う場を設定して、圏域全体の地域課題を共有するとともに、広域的なサービス提供体制の充実を図ります。

(イ) 地域移行・自立支援の推進

地域の方々に様々な機会を通じて障がいについての啓発活動を行い、正しい理解の促進を図るとともに、円滑な地域移行、地域定着に向けて充実した個別支援が行われるよう、医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護等サービス提供事業所等関係機関と連携して研修会や事例検討等に取り組みます。

市町や地域自立支援協議会、関係部署と連携して、ニーズ調査や社会資源等の把握を行い、地域生活体験の場やグループホーム・ケアホームの確保等円滑な地域移行、自立支援の体制整備を促進します。

(ウ) 就労支援の充実について

就労系サービス事業所において本人のニーズや能力に応じた職業訓練等充実したサービスが提供されるよう、事業所の状況把握と助言指導を行い、必要に応じて障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等と連携を図りながら研修や相談指導等必要な支援を行います。

障がい者のニーズ、適性にあった就労を支援するため、公共職業安定所や障害者職業センター、就労系サービス事業所等との連携を図りながら職業相談、就労後の職場定着等就労支援体制の充実強化を図ります。

(2) 中部圏域

ア 圏域の障がいのある人の状況

中部圏域は県の中央部に位置し、倉吉市と三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の1市4町からなり、人口は平成23年4月1日現在107,592人で、少しづつ減少傾向にあります。

(ア) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者は平成23年3月末現在5,436人で、人口の約5%を占めており、人口比は横ばいで推移しています。手帳所持者のうち、40.0%が重度（身体障害者手帳1級、2級）となっています。

【表54：身体障害者手帳所持者数】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	重度		中度		軽度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	213	164	41	44	60	70	592
聴覚障がい	30	110	78	140	7	290	655
音声・言語	1	6	44	14			65
肢体不自由	252	278	556	943	349	117	2,495
内部障がい	1,106	15	168	340			1,629
計	1,602	573	887	1,481	416	477	5,436
構成比	29.5	10.5	16.3	27.2	7.7	8.8	100.0

(イ) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者は平成23年3月末現在925人で、人口の0.8%を占めており、人口比は微増しています。手帳所持者のうち、39.9%が重度となっています。

【表55：療育手帳所持者数】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	A 重度	B 中軽度	計
18歳未満	50	78	128
18歳以上	319	478	797
計	369	556	925
構成比	39.9	60.1	100.0

(ウ) 精神障がいのある人の状況

精神障がい者入院患者数は平成23年6月末現在266人です。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は平成23年3月末現在1,828人、精神障害者保

健福祉手帳所持者は平成23年3月末現在1,042人となっています。

【表56：精神障害者保健福祉手帳所持者数等】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	計
所持者数	161	756	125	1,042
構成比	15.5	72.6	12.0	100.0

精神障がい者入院患者数	266	平成23年6月30日現在
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	1,828	平成23年3月31日現在

(エ) 障がいのある人の状況

身体、知的、精神（精神入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の合計）の障がいのある人の数は、平成23年3月末日（精神障がい者入院患者数については、平成23年6月30日）現在8,455人で人口の7.9%を占めています。

【表57：障がいのある人の状況】

区分	障がい者数(人)
身体障がい	5,436
知的障がい	925
精神障がい	2,094

(オ) 難病患者の状況

難病患者（特定疾患治療研究事業受給者証交付人数）の数は、平成24年2月23日現在で729人です。

イ 圏域内の課題

(ア) 相談支援体制について

各市町に自立支援協議会が設置されて、障がい者福祉について検討されていますが、教育・医療・労働との連携が十分ではなく、障がい者のニーズの掘り起こし、課題解決の議論等があまり進んでいない状況にあります。

障がい者の相談支援体制については、市町や障がい者地域生活支援センターで各種サービス利用の相談や調整を行っているところですが、相談窓口の更なる周知と利用促進が必要です。

また、相談を受ける側の個々のニーズの把握、サービスの質の向上が求められます。

在宅の重症心身障がい児・者の日中活動の場は新規事業所の開設や既存事業所の活用等により、一定の供給体制が整備されましたが、今なお短期入所、夜間、緊急時の相談及び支援体制が不足しています。

(イ) 地域移行・自立支援について

精神障がい者の地域移行が進んでいない状況にあります。

精神障がいのある長期入院患者の地域移行・定着支援事業では、平成23年3月末までに6名が退院されましたが、地域住民の精神障がい者に対する誤解や偏見が依然残っており、本人、家族の地域生活への不安をぬぐい去ることができていません。

中部圏域には中間施設（地域に帰るための生活体験ができる）がなく、地域移行に向けた準備等を進めることが難しい状況です。

(ウ) 就労支援体制について

障がいの中には一般就労を希望する人がいますが、そこへの橋渡しになるべき就労支援事業所が少ない状況にあります。また、景気の低迷等もあり就労移行、定着が難しいのが現状です。

就労について、関係者で検討する場がまだ少ない状況です。

農福連携モデル事業など福祉事業所の工賃アップを目指した取組が行われていますが、中部圏域に

は小規模事業所が多く、施設外作業、受託作業に対応できる事業所が限られる傾向にあります。

ウ 圏域における指定障害福祉サービス等見込量

(ア) 訪問系サービス【表58】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	196人	3,649時間／月	228人	4,109時間／月	254人	4,539時間／月

(イ) 日中活動系サービス【表59】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
生活介護	306人	5,942人日／月	325人	6,295人日／月	345人	6,670人日／月
自立訓練(機能訓練)	4人	70人日／月	4人	70人日／月	5人	110人日／月
自立訓練(生活訓練)	34人	740人日／月	37人	804人日／月	40人	868人日／月
就労移行支援	35人	620人日／月	46人	808人日／月	55人	952人日／月
就労継続支援(A型)	29人	602人日／月	40人	828人日／月	51人	1,054人日／月
就労継続支援(B型)	349人	6,074人日／月	376人	6,775人日／月	402人	7,242人日／月
療養介護		23人／月		24人／月		26人／月
短期入所	31人	203人日／月	40人	264人日／月	49人	325人日／月

(ウ) 居宅系サービス【表60】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量
共同生活援助(グループホーム)	149人／月		163人／月		181人／月	
共同生活介護(ケアホーム)						
施設入所支援	233人／月		230人／月		225人／月	

(エ) その他のサービス【表61】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量
計画相談支援	42人／月		135人／月		223人／月	
地域移行支援	13人／月		13人／月		12人／月	
地域定着支援	15人／月		22人／月		33人／月	
移動支援	1,069時間／月		1,266時間／月		1,463時間／月	

工 圏域における障害福祉サービス事業所整備計画【表62】

事業所・施設名称	平成23年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
生活介護	1	9	13	312	14	336	15	360
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	29	1	29	1	29
自立訓練(生活訓練)	0	0	4	36	5	45	5	45
就労移行支援	1	6	6	36	8	48	10	60
就労継続支援(A型)	0	0	3	39	4	52	4	52
就労継続支援(B型)	8	183	16	352	18	396	20	440
療養介護	0	0	1	24	1	24	2	48
短期入所	9	13	11	33	14	42	17	51
グループホーム・ケアホーム	25	125	30	150	33	165	37	185
障害者支援施設	1	60	4	240	4	240	4	240
相談支援	5		6		7		8	

オ 圏域の取組

(ア) 相談支援体制の充実

中部圏域の課題解決の仕組みとして、1市4町連合体の自立支援協議会の平成24年度設置に向けた検討がなされています。その仕組みを活用し、円滑な課題解決のため、教育・医療・労働部会設置を視野に入れながら、市町・相談支援事業者・当事者との連携、県及び組織内での横断的な連携を密にすることで地域に必要な支援について整理をしていきます。

相談窓口の周知を、各市町の広報やケーブルテレビ、紹介チラシを活用して、市町等と協力して引き続き実施します。個々にあった質の高いサービスが提供できるよう、事業所、関係機関と柔軟に情報共有、検討等を行っていきます。県も広域的な観点から事例検討等に助言をしていきます。

在宅の重症心身障がい者の短期入所、夜間・緊急時の相談及び支援体制の充実については、県自立支援協議会で、新たな制度の検討、既存施設の活用等全県での検討が始まられています。圏域内でも状況を踏まえた具体的な取組を進めていきます。

(イ) 地域移行・自立支援に係る取組

<精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援について>

退院者の地域生活に必要な日中活動の場、住まい、相談支援、訪問看護等、関係機関との連携を図りながら、緊急時対応を含め安心して暮らせる生活基盤の充実を進めていきます。また、医療機関、相談支援事業所等とより一層連携を図り地域移行を推進していきます。

地域住民の障がいに対する正しい理解が必要であり、各市町での健康教育、ゲートキーパー等を活用して啓発普及の充実に努めます。

地域移行に向けた中間施設の整備の働きかけを行うとともに、既存の施設、事業等を活用した交流事業の取組を進めています。

(ウ) 就労支援体制の充実

就労支援事業所拡大に向けた働きかけを行っていきます。

教育現場、事業所、各市町と協力して、就労に向けた検討の場を広げるため、中部圏域（平成24年度設置予定1市4町自立支援協議会）で教育就労支援に係る検討及び研修会の開催等を進めていきます。

福祉事業所の工賃アップに向け農商工との連携を意識し、就労につなぐマッチング機能の強化を図ります。また、鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、規模の小さい事業所間での共同受注のシステムづくりを検討していきます。

(3) 西部圏域

ア 圏域内の障がいのある人の状況

当圏域は県西部地域に位置し、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町の2市6町1村で構成され、平成23年4月1日現在の人口は238,778人で県内の40.8%を占めます。

(ア) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者は平成23年3月末現在13,383人で、人口の約5.6%を占めており、人口比は横ばいで推移しています。手帳所持者のうち、47.8%が重度（身体障害者手帳1級、2級）となっています。

【表63：身体障害者手帳所持者数】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	重度		中度		軽度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	447	292	71	88	115	109	1,122
聴覚障がい	40	262	151	235	4	545	1,237
音声・言語	9	12	101	48			170
肢体不自由	1,628	1,468	1,330	1,892	768	319	7,405
内部障がい	2,212	28	422	787			3,449
計	4,336	2,062	2,075	3,050	887	973	13,383
構成比	32.4	15.4	15.5	22.8	6.6	7.3	100.0

(イ) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者は平成23年3月末現在1,824人で、人口の0.8%を占めており、人口比は微増しています。手帳所持者のうち、38.1%が重度となっています。

【表64：療育手帳所持者数】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	A 重度	B 中軽度	計
18歳未満	137	277	414
18歳以上	558	852	1,410
計	695	1,129	1,824
構成比	38.1	61.9	100.0

(ウ) 精神障がいのある人の状況

精神障がい者入院患者数は平成23年6月末現在756人です。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は平成23年3月末現在5,146人、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成23年3月末現在1,901人となっています。

【表65：精神障害者保健福祉手帳所持者数等】(平成23年3月末日現在) (単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	計
所持者数	319	1,444	138	1,901
構成比	16.8	76.0	7.3	100.0

精神障がい者入院患者数	756	平成23年6月30日現在
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	5,146	平成23年3月31日現在

(エ) 障がいのある人の状況

身体、知的、精神（精神入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の合計）の障がいのある人の数は、平成23年3月末現在（精神障がい者入院患者数については、平成23年6月末日現在）21,109人で人口の8.8%を占めています。

【表66：障がいのある人の状況】

区分	障がい者数(人)
身体障がい	13,383
知的障がい	1,824
精神障がい	5,902

(オ) 難病患者の状況

難病患者（特定疾患治療研究事業受給者証交付人数）の数は、平成24年2月23日現在で1,768人です。

イ 圏域内の課題

- (ア) 重度心身障害者(児)等のショートステイを行う施設等が少ないため、利用ができていません。
- ・県全体で短期入所サービスが不足している状況です。
- ・西部圏域には総合療育センター(1日当たり6人受入可能のところを10人受けてもらっている)があり、東部圏域、中部圏域に比べると環境はよいが、それでもまだ不足している状況です。

(イ) 地域移行を進めるための受皿整備が急務です。

- ・町村において、ケアホーム、グループホームが少なく、施設からの移行ができない状況です。
- ・65歳以上の精神障がい者が増加していますが、受皿となる老人ホームは定員を満たしており、移行できない状況です。

ウ 圏域における指定障害福祉サービス等見込量

(ア) 訪問系サービス【表67】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	447人	11,332時間／月	486人	12,477時間／月	530人	13,700時間／月

(イ) 日中活動系サービス【表68】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
生活介護	432人	8,354人日／月	453人	8,789人日／月	473人	9,249人日／月
自立訓練(機能訓練)	5人	99人日／月	7人	144人日／月	10人	212人日／月
自立訓練(生活訓練)	19人	278人日／月	22人	330人日／月	25人	382人日／月
就労移行支援	49人	781人日／月	63人	910人日／月	77人	1,054人日／月
就労継続支援(A型)	56人	1,022人日／月	70人	1,191人日／月	84人	1,339人日／月
就労継続支援(B型)	638人	11,451人日／月	711人	12,462人日／月	785人	13,455人日／月
療養介護		58人／月		64人／月		70人／月
短期入所	57人	475人日／月	63人	536人日／月	69人	596人日／月

(ウ) 居宅系サービス【表69】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量
共同生活援助(グループホーム)		248人／月		292人／月		339人／月
共同生活介護(ケアホーム)						
施設入所支援		367人／月		345人／月		313人／月

(エ) その他のサービス【表70】

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量	見込量
計画相談支援		172人／月		319人／月		426人／月
地域移行支援		29人／月		37人／月		45人／月
地域定着支援		28人／月		37人／月		45人／月
移動支援		2,652時間／月		2,700時間／月		2,750時間／月

工 圏域における障害福祉サービス事業所整備計画【表71】

事業所・施設名称	平成23年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
生活介護	9	140	17	442	18	468	19	494
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	29	1	29	1	29
自立訓練(生活訓練)	0	0	2	20	3	30	3	30
就労移行支援	4	36	5	50	5	50	6	60
就効継続支援(A型)	2	50	4	68	4	68	4	68
就効継続支援(B型)	25	581	31	685	31	685	31	685
療養介護	0	0	3	72	3	72	3	72
短期入所	12	38	15	60	16	64	18	72
グループホーム・ケアホーム	50	179	82	246	96	288	112	336
障害者支援施設	4	195	7	399	7	399	7	399
相談支援	10		10		11		12	

オ 圏域の取組

西部圏域では障がい者等の関係者・団体及び管内の全ての市町村、県で構成する鳥取県西部障害者自立支援協議会において、圏域の課題を共有するネットワークの強化・充実に取り組んでいます。

同協議会に設置した支援センター連絡会（所長・実務者）、ネットワーク部会（身体障がい・知的障がい・精神障がい・その他障がい・入所・通所・在宅・グループホーム・ケアホーム・市町村）、課題別部会（強度行動障がい・住宅問題）、プロジェクト（米子駅バリアフリー推進、ピアサポートセンター検討、災害時対応検討、障害福祉計画策定、相談支援体制検討）において、圏域の課題の洗い出しを行い、この部会等の代表で構成される運営委員会で具体的な解決に向けた協議を進める体制を取っています。

山積する課題について解決できる課題から順に、住民や利用者の皆さんの中に見える形で解決していくことを念頭において対応していくこととしており、また、その過程が誰にでも分かるように、情報を早く的確に伝えていくことに努めます。

【これまでの取組及び今後の方向性】

(ア) 情報の共有

圏域の実態や課題等の情報を共有するため、全員協議会や定例会を開催し、共通認識を深めていきます。

(イ) 適正かつ公平な支援

適正かつ公平な支給決定が行われるようにするため、支給決定検討会議を開催し、圏域内で支援に格差が生じないよう、歩調を合わせていきます。

(ウ) 支援の必要な人を地域全体で支える仕組みづくり

情報収集や情報発信を迅速かつ的確に行います。

市部、町村部における相談窓口の充実、強化に取り組みます。

(エ) 相談支援体制の整備

障がい者ケアマネジメントの普及、啓発を図りながら、地域の相談支援体制の整備に努めます。

(オ) 地域移行の促進

施設入所の実態を把握し、地域移行促進のための課題や効果的な方策の検討を行います。

あいサポート研修等の機会を通じて障がいについての啓発活動を行い、理解を深め円滑な地域移行等に向けて関係機関とともに取り組みます。

(カ) 障がいのある当事者に対する支援の充実

制度や事業等の周知・啓発の充実を図るために、研修会を開催するとともに、当事者による、当事者のためのプラットフォームを作ります。

様々な形態によるピアサポート支援の取組に関する情報の集積と発信機能、それを担う人材育成等の機能を兼ね備えたピアサポートセンターの立ち上げについて検討を進めています。

(キ) サービス提供事業者等に対する支援の充実

多様化するニーズに対応できる人材の育成を図ることを目的とした研修会や、周知・啓発の充実を図るための説明会等を開催します。

(ク) 地域支援の充実

重度者に対応できる支援、サービスを整備します。

郡部におけるサービスの充実を図ります。

施設通所に対する継続的支援体制を整備します。

(ケ) 入所施設支援の充実

地域生活支援の充実を図るため、入所施設支援の有効な活用を図ります。

(コ) 就労支援の充実

就労支援ネットワークの充実と強化を図ります。

(サ) 関係機関の連携

課題を中心に、関係機関が連携できる仕組みづくりに取り組みます。

インフルエンザ等の発症に関する情報を共有するなど、支援の縮小・停滞への防御策を講じます。

(シ) 権利擁護及び虐待防止への対策

ほうき権利擁護センター等の協力を得ながら学習・研修を深め、また地域に対する情報発信の役割を果たします。

(ス) 障がいのある人たちと共に暮らす、まちづくりの推進

バリアフリー等のまちづくりや、障がい者に対する理解の促進に取り組みます。

障がい特性に配慮した災害支援の在り方について検討します。

障害福祉計画に対する着実な取組を推進します。

自立支援協議会の活動等に係る情報を定期的に発信します。

(セ) その他の課題

各当事者団体からの要望を受けるとともに、意見交換の場を提供します。

4 障害者支援施設の必要入所定員総数

【基本的な考え方】

施設入所者の社会的自立や地域生活への円滑な移行につながる、社会生活能力を高める支援を推進することを基本として、入所施設の定員数については、障がいのある人のニーズを踏まえ、必要な数となるよう調整します。

【必要入所定員総数】

第2期計画の実績、事業者の新事業体系への移行、及び市町村における検討等を踏まえ、平成26年度末までに、平成17年10月1日現在の施設入所者数(1,225人)の33.0パーセントが地域生活に移行することとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日現在の施設入所者数から19.7パーセント減とすることを基本として、平成24年度から平成26年度までの各年度における障害者支援施設の必要入所定員総数を定めます。

【表72：必要入所定員総数】

(単位：人)

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画	1,147	1,086	1,023	1,010	997	984
実績	1,186	1,145				

(注) ここでは県内施設の必要入所定員総数を定めていますが、このうち県外施設からの入所があります。

5 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等

【基本的な考え方】

障害福祉サービス、相談支援及び障害者支援施設の施設障害福祉サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、これらの障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障がいのある人の権利擁護に向けた取組等を推進します。

これらの取組を効果的に実施するため、障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会で協議するなど、関係者の連携のもと取組を進めます。

(1) サービス提供に係る人材の確保

サービスの提供に欠かすことのできない人材の確保を図るため、新たに福祉・介護サービスを目指す若者については、福祉サービスの内容必要な資格を得やすくするための奨学金や、無利子貸付制度等の周知を図ります。

また、従事者の定着を図るため、給与体系をキャリアや能力に見合うものに構築できるよう、介護報酬改定について必要に応じて国に働きかけを行います。

さらに、多様なライフスタイルに応じた福祉・介護の労働環境を整備することにより、潜在的な労働力を掘り起こすとともに、働きながらより専門的な上位資格を取得でき、キャリアアップしていく仕組みを検討します。

<関連する事業(平成24年度)>

- ・介護福祉士等修学資金貸付事業
- ・自立支援給付費(介護給付費)
- ・福祉・介護人材定着支援事業

(2) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手についても重要です。

障害者自立支援法では、サービス提供に係る専門職員として新たにサービス管理責任者を指定障害福祉サービス事業者ごとに、相談支援専門員を指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者ごとに配置することとしています。

また、障がいのある人の増加かつ多様化するニーズに対応した適切な障害福祉サービスを提供する必要があります。

このため、障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修等を計画的に実施することはもとより、サービス提供職員についても、サービス提供責任者等研修を実施することにより、資質の向上を図ります。

平成24年4月からは、介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、研修を修了することが義務づけられることに伴い、当該研修を実施します。

また、強度行動障がいのある人を支援する人材育成のために、秩父学園で行われる強度行動障がいに係る国の研修への費用の助成を行います。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・障がい者福祉従業者等研修事業
- ・介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修事業（新規）

（3）障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、事業者の提供する福祉サービスの質を評価する公正・中立な第三者機関による第三者評価を推進し、事業者による第三者評価の活用を促進します。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業

（4）コンプライアンスの遵守

事業者が法令遵守を行うことは当然のことですが、公費等を財源とする障害福祉制度の給付を受ける事業者においては、更なる自覚が求められます。県においては、障害福祉サービス事業者に対して、事業者の適正な運営・法令等の遵守に遺漏のないよう、適宜、指導を行っていきます。

また、つなぎ法により、平成24年4月からは、法令遵守の義務が確保されるよう新たに事業者の業務管理体制の整備が義務づけられることになっており、関係者に周知徹底の上、不正行為の未然防止に努めていきます。

6. 障がいのある人の権利擁護

平成12年に施行された社会福祉法（旧社会福祉事業法）により、それまで行政が行政処分として利用者を施設等に入所させるなどしていた措置制度が、事業者と利用者が対等な関係で契約を結ぶことによって、事業者は契約に沿ってサービスを提供し、利用者がサービスを利用する形の利用制度へ移行されました。

これは、障がいのある人等が地域において自立した生活を営むことができるよう自己選択・自己決定の尊重を具体化したものです。

ただし、事業者と利用者が対等の関係で契約を結ぶといつても、一方の当事者である障がいのある人等が判断能力が不十分である場合には、自己選択・自己決定に関して支援が必要であり、次のような取組を進めていきます。

成年後見制度について、住民への周知や市町村長申立制度の活用等、市町村による利用者支援の仕組みづくりを進めるとともに、今後の利用者の増加に対応できるようにするために、地域自立支援協議会等において法人後見等の体制整備を検討するなどして、その普及・定着を図ります。

サービスの利用や金銭管理に関し障がいのある人の自己決定を援助する日常生活自立支援事業について、制度の周知を図り、利用しやすい制度となるよう必要な見直しを行うなどにより、その利用を促進します。

また、福祉サービスに関して苦情解決を行う運営適正化委員会について周知を図るとともに、権利侵害に関する相談体制の充実を図り、障がい当事者に相談機関を周知するなど、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。

そして、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）が公布され、平成24年10月1日に施行されます。同法に基づき、県に障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするとともに、円滑な法施行がなされるよう市町村や労働局等の協力連携など体制整備を図り、障がい者の虐待防止・権利擁護に資するよう努めます。

<関連する事業（平成24年度）>

- ・地域生活支援事業（成年後見制度利用支援事業）
- ・日常生活自立支援事業
- ・福祉サービス利用者苦情解決事業
- ・障がい者虐待防止・権利擁護事業（新規）
- ・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業

7 県が実施する地域生活支援事業

【基本的な考え方】

地域生活支援事業は、住民に最も身近な市町村が中心となって地域の実情に応じて必要な事業を実施しますが、県においては、市町村では対応が困難な専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業、人材育成に関する事業を主に実施します

(1) 専門性の高い相談支援事業

障がいのある人のニーズ調査結果によれば、約10パーセントの方が気軽に相談できる相談支援センターの整備を希望しています。

県においては、特に専門性の高い相談について、『エール』発達障がい者支援センターや障害者就業・生活支援センター等により必要な情報の提供や相談支援等を行い、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

〈充実してほしいこと：身体・知的・精神〉(複数回答) (単位：%)

気軽に相談できる相談支援センターの整備	年金・手当などの経済的援助	周囲の理解	雇用・就労のための援助	医療費助成制度の充実	その他	合計
9.6	21.8	7.2	7.8	12.6	44.9	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より) 全回答数延18090人のうち有効回答数=延16866人

ア 発達障がい者支援センター事業

自閉症等の発達障がいがある人やその家族の方に対しては、平成16年4月に設置した県『エール』発達障がい者支援センターにおいて、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携しながら相談支援に取り組みます。

<事業内容>

- 自閉症等の発達障がいがある人やその家族からの育児・就学・就労・地域生活等の相談に応じ、指導・助言及び必要な情報提供を行います。
- 療育機関・保育園・施設等へ指導・助言及び必要な情報提供を行います。
- 市町村、その他関係機関と協働・連携して、乳幼児期から成人期までの一貫した療育・発達支援が行えるよう、発達障がい支援体制整備に取り組みます。
- 自閉症等の発達障がいの特性を理解するための研修及び支援技術向上のための専門研修を行います。

また、今後、発達障がい支援の拠点であるエールを中心として、平成19年度に実施した「発達障害者支援試行事業」で検証した支援手法を「発達障がい者支援体制整備事業」で実施して、県下各市町村の発達障がい支援体制の充実を図ります。

さらに、鳥取大学医学部附属病院を子どもの心の診療拠点病院と位置付けて、平成23年度から実施の「子どもの心の診療ネットワーク整備事業」を活用して、医療との連携の充実を図ります。

イ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援部分）

障がいのある人の多くが役所や企業等で就業したいと希望しています。

障がいのある人の就業を進める上では、就業面だけの支援ばかりではなく、生活習慣の形成等の生活支援も重要であり、身近な地域で就業面と生活面の一体的な支援を提供することが必要です。

このため、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を行うことにより、障がいのある人の職業生活における自立を図っていきます。

a 事業内容

センターに生活支援を専門に担当する職員を配置し、支援を必要としている障がいのある人の家庭等や職場を訪問すること等により、障がいのある人の生活上の相談等に応じるなど、就業及

- びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行います。
- b 実施方法
社会福祉法人に委託して実施します。
- c 設置箇所
圏域の特性及び格差を正の観点から、センターを各圏域に1か所設置しています。

〈就労希望場所：(65歳未満)身体・知的・精神〉 (単位：%)

役所や会社などの一般企業等	授産施設、小規模作業所、福祉工場	自営業	自営業の手伝い	在宅就労	その他	合計
40.3	26.9	8.4	4.4	11.1	9.0	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より) 全回答数5157人のうち有効回答数=3401人

ウ 聴覚障がい者相談員設置事業

コミュニケーション手段に大きな制約がある聴覚障がいのある人及び音声・言語機能障がいのある人の地域生活を支えるため、聴覚障がいのある人等の抱える日常生活の中の様々な問題、困難に対応できるよう、コミュニケーション保障のもとで相談できる体制整備を行い、各福祉圏域に聴覚障がい者相談員を設置し、その活用を図ります。

エ 障がい児等地域療育支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児及び発達障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

a 事業内容

(a) 療育等支援施設事業

療育等支援施設において、訪問の方法により在宅児童の療育に関する相談及び指導を行ったり、地域の保育所等の職員に対する療育方法の指導を通じ、家庭や身近にある保育所等でよりよい療育を受けられるための支援を行います。

(b) 療育等拠点施設事業

鳥取県立総合療育センターにおいて、療育等支援施設の支援能力向上を図るための支援を行います。

(c) 地域療育担当支援員配置事業

在宅療育に関する相談等を受け、関係機関との連携を図りながら、在宅生活のための情報提供をしていきます。

b 療育等支援施設

東部圏域 鳥取県立鳥取療育園、鳥取市立若草学園

中部圏域 鳥取県立中部療育園、鳥取県立皆成学園

西部圏域 鳥取県立総合療育センター、米子市立あかしや

※ 鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立中部療育園、鳥取県立総合療育センターは、地域療育担当支援員配置施設

オ 高次脳機能障がい支援普及事業

高次脳機能障がいは外見から分かりにくいために、家族や関係者等の理解が得にくく、周囲の不適切な対応、訓練開始の遅れなどから二次的な障がいが生じやすい特徴があります。

また、高次脳機能障がいに対する支援は、その支援の入口となる障がいの具体的な検査と医療機関内での職種間のネットワーク、さらに、福祉へとスムーズにつなぎ、各関係機関が共通認識を持って支援するための医療と福祉のネットワークが重要です。

このため、県では以下のような項目を中心に必要な支援体制の整備を行います。

- a 高次脳機能障害者家族会等の協力を得ながら普及啓発を行い、広く県民の理解を求める。
- b 高次脳機能障がい者支援拠点機関を中心に、医療機関に対する障がいの早期発見への働きかけと具体的な検査を実施する医療機関の拡充を図るとともに、医療機関及び障がい福祉サービス事業所等への医療的な研修等を行い、サービスの支援技術の向上を図ります。

また、市町村地域生活支援センターを中心とした既存の障害福祉サービスのネットワークに医療機関が参入するための働きかけを行います。

(2) 広域的な支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村域を超えて広域的な支援を行います。

また、市町村、地域生活支援センター及び各種専門相談機関等の連携を強化し、多様な相談ニーズに対して、ワンストップで対応できる体制づくりに努めます。

ア 相談支援体制整備事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる相談支援体制を整備します。

(ア) 地域自立支援協議会設置事業

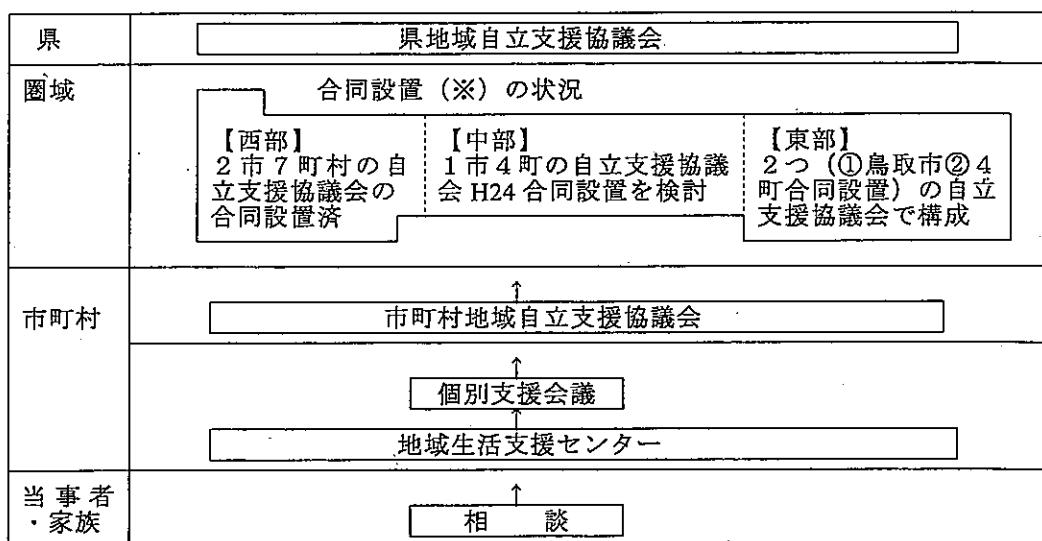
障害福祉サービスのニーズに応じて提供するサービスの調整や、障がい福祉に関する地域の課題について協議する場として、各市町村に「市町村地域自立支援協議会」を、各圏域に圏域共同設置による「市町村地域自立支援協議会」を、県に「県地域自立支援協議会」を設置し、5段階での体制整備を市町村と協力して行います。(図4参照)

県地域自立支援協議会では、圏域において生じている課題を解決するための検討や圏域ごとの相談支援の状況の把握・評価・助言を行います。

また、県全域における社会資源の開発・改善について協議を行い、必要な提言を行います。

さらに、圏域においては、各総合事務所福祉保健局の職員が市町村地域自立支援協議会に積極的に参画することにより、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

【図4】



※市町村地域自立支援協議会は、原則として各市町村に設置することとされていますが、圏域あるいは複数市町村が共同で設置することも可能です。

※中部圏域においては、1市4町連合体の地域自立支援協議会の平成24年度設置に向けた検討がなされています。

(イ) アドバイザー派遣

各市町村あるいは圏域に設置される地域自立支援協議会に、先進地のスーパーバイザー等、アドバイザーを積極的に派遣し、地域の課題等の解決に向けた助言、指導を行っていきます。

イ 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、医療・保健・福祉等の関係機関が連携する、

精神障がい者の地域移行支援体制の整備を行うとともに、精神障がい者が住み慣れた地域で充実した地域生活を継続して送るための支援を行います。

(ア) 事業内容

県内東・中・西部圏域で精神障がいのある人の退院促進に取り組み、地域の生活支援体制の充実とともに病院と地域の切れ目なく計画的につなぐ精神障がいのある人の地域支援システムを整備します。

(イ) 実施方法

a 地域移行推進会議等の開催

(a) 地域移行推進会議（トップ会議）

精神障がいのある人の地域生活支援を推進するために保健・医療・福祉の各関係機関が連携し、協議するための会議を圏域ごとに設置します。

(b) 地域移行連絡会（実務者会議）

事業の具体的な進め方を協議し、対象者の支援方法、地域資源の活用方法や新たな資源の検討や、その他実務上必要と判断される事項を扱います。

b 地域と病院との交流

精神科病院入院患者と地域住民やボランティアとの交流の場を提供します。

c 地域移行支援強化研修会

地域移行支援に携わる専門職員のスキルアップのための研修を開催します。

d 高齢入院患者地域支援事業

長期高齢入院患者に対して、院内の専門職種等がチームとなり、退院に向けた包括的な支援プログラムの実施を支援します。

e アウトリーチ推進事業

在宅の精神障がい者の入院を防ぎ、地域生活の継続を可能にするため、病院等の専門職で構成する多職種チームによる未治療や治療中断者等への訪問支援（アウトリーチ）の実施を支援します。

(3) 障がい者福祉従業者研修事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又は従業者を指導する者に対して研修を行い、サービス等の質の向上を図ります。

障がい福祉従業者等研修体系

実務経験(年)	1	2	3	4	5	6以上
■国資格研修						
養成	障害程度区分認定調査員等研修(養成研修)					
	相談支援従事者研修(初任者研修)					
	同行援護従業者養成研修					
	行動援護従業者養成研修					
	サービス管理責任者研修					
	介護職員等によるたんの吸引等研修					
現任	相談支援従事者研修(現任研修)					
	■国資格研修以外の研修					
	サービス提供責任者研修					
	サービス従事者研修					
	障がい福祉従業者障がい分野別基礎研修					
	障害程度区分認定調査員等研修(現任研修)					
	障害者グループホーム・ケアホーム世話人研修					
	行動障がい者支援研修					
要介助高齢知的障がい者支援研修						
地域移行支援研修						

ア サービス提供責任者研修

居宅介護事業所等のサービス提供責任者の資質の向上を目的とした研修を行います。

イ サービス従事者研修

障害福祉サービスに従事している実務経験3～5年程度の者を対象に、更なる知識の修得を目的とした研修を行います。

ウ 障がい福祉従業者障がい分野別基礎研修

障害福祉サービスに従事している実務経験3年未満の者を対象に、身体・知的・精神の3つの障がい分野別に基盤的な知識を修得させることを目的とした研修を行います。

エ 障害程度区分認定調査員等研修

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害程度区分認定の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員、市町村審査会委員及び医師に対する研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図ります。

(ア) 障害程度区分認定調査員研修（2か所）

市町村職員及び指定相談事業者従事者等を対象に、調査員を養成するため、制度概要及び調査の基本的事項について研修を実施する。

(イ) 障害程度区分認定調査委員現任研修（2か所）

現任の障害程度区分認定調査員を対象に、調査員ごとの取扱いに差が出ないように判断基準の均一化を進めるとともに、技能の向上を図るために研修を実施する。

(ウ) 市町村審査会委員研修（2か所）

市町村審査会委員の新任者を対象に、制度概要及び審査会の基本的事項について研修を実施する。

(エ) 市町村審査会現任研修（2か所）

現任の市町村審査会委員を対象に、障害程度区分の判断基準のより一層の均一化と技能の向上を図ることを目的として現任研修を実施する。

(オ) 障害程度区分医師意見書研修会（3か所）

県内の医師を対象に、医師意見書交付の適正を期すため、制度の趣旨や考え方、記載方法等に関する研修を実施する。

オ 相談支援従事者研修

障がいのある人の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること、及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

(ア) 養成研修（1か所）

相談支援専門員及びサービス管理責任者になる者を対象に、制度概要及びケアマネジメントの手法等について研修を実施する。

(イ) 現任研修（1か所）

養成研修修了者を対象に、地域自立支援協議会、ケアマネジメント演習等について研修を実施する。

(ウ) 法の円滑な施行準備のための研修（1か所）

相談支援専門員及びサービス管理責任者になる者及び養成研修終了者を対象に、障害者自立支援法の一部改正の趣旨・目的等の基本的な理解及び具体的な相談支援の内容の理解について研修を実施する。

(エ) 専門コース別研修（1か所）

養成研修修了者を対象に、障がい児支援、権利擁護・成年後見制度、地域移行・定着、セルフマネジメント等について、研修を実施する。

カ 同行援護従事者養成研修

同行援護のサービスを行う者の養成研修を行います。

キ 行動援護従業者養成研修

行動援護のサービスを行う者の養成研修を行います。

ク サービス管理責任者研修

サービス管理責任者の養成研修を行います。

ケ 障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修研修

グループホーム・ケアホームの世話人の資質向上を目的として研修を実施します。

コ 行動障がい者支援研修

強度行動障がい者の支援に携わる施設職員等の資質の向上を目的として研修を行います。

また、秩父学園の強度行動障がいに係る研修に、本研修の企画・運営に係る者を派遣し、本研修の充実を図ります。

サ 要介助高齢知的障がい者支援研修

要介助高齢知的障がい者の支援に携わる施設職員等の資質の向上を目的として研修を行います。

シ 地域移行支援研修

入所施設の職員等を対象に、施設入所者の地域移行の支援に係る資質の向上を目的として研修を行います。

ス 介護職員等によるたんの吸引等研修

平成24年4月から、介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、研修を修了することが義務づけられることに伴い、当該研修を実施します。

(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進

身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置については、平成24年4月から市町村へ権限移譲されるところですが、人材育成及び広域的・専門的な相談支援体制など市町村における相談支援体制のバックアップについては、県の責務となっていることから相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図ります。

ア 事業内容

身体障害者・知的障害者相談員は、障がい者や家族が有している様々な経験や情報を生かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障がい者の地域生活への移行・定着を進めていく上で、その役割は、今後一層期待されいます。

身体障害者・知的障害者相談員が担う役割の重要性を踏まえ、県と市町村が連携し、地域における相談支援の充実を図っていくことが必要となるので、相談員の資質向上やスキルアップに向けた広域的な研修を実施します。

イ 実施方法

身体障がい者・知的障がい者の資質向上の促進のため、関係団体に事業を委託し、各圏域において研修会を実施します。

(ア) 研修名：県相談員研修会

(イ) 回数：1回

(ウ) 対象者：全相談員

(エ) 実施概要：県等からの福祉情報、行政情報の提供や活動事例報告を行う。

(5) 盲人ホーム運営支援

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がいのある人で、自営し、又は雇用されることが困難な人に対して、施設をその利用に供するとともに、必要な技術指導を行う盲人ホームの運営を支援します。

ア 事業内容

(ア) 施設概要

- a 施設名：鳥取県ライトハウス盲人ホーム
- b 運営主体：社会福祉法人鳥取県ライトハウス
- c 所在地：米子市皆生温泉三丁目 18-3
- d 定員：20名

(イ) 事業概要

- a あん摩師、はり師、きゅう師の免許所有者で、自営・雇用されてない視覚障がいのある人に利用させる施術所
- b 視覚障がい者福祉に関する資料の収集調査
- c 入所者の技術の向上を図る研修会、講習会の開催
- d 治療奉仕活動の実施

イ 実施方法

視覚障がいのある人の自立更生を図るために、盲人ホームを運営する社会福祉法人に対してその運営費を補助します。

(6) 生活訓練事業

視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）、疾病等により音声機能を喪失した人に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

ア 事業内容

a 日常生活訓練事業

身体障がいのある人の日常生活に有用な更生訓練、研修会・講習会を実施する。

b 聴覚障がい者日常生活訓練

聴覚障がいのある人が日常生活を送る上で必要な知識習得に係る講習会を開催する。

c 在宅重度障がい者社会参加促進事業

医師等に筋ジス患者の医療相談や集団指導を行う。

d オストメイト日常生活訓練

ストマ用具の装着訓練や日常の生活管理等の講習会を行う。

e 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

音声機能障がいのある人に対して発声訓練を行い残存機能の維持等を行うとともに、指導者を中心の研修に派遣して人材育成を図る。

f 視覚障がい者社会参加促進事業

視覚障がいのある人が日常生活を送る上で必要な技術の習得訓練を行う。

g 中途失明者生活訓練事業

中途失明者に対して、白杖による歩行訓練や日常生活技術の訓練を行う。

イ 実施方法

訓練事業を効果的に実施するため、対象者を市町村内に限定される研修会・講習会は市町村が実施し、県は全県の障がいのある人等対象者が広域にわたる研修を中心に実施します。

(7) 情報支援等事業

障がいのために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行うとともに、支援に必要な人材の育成を県が中心となって実施します。

ア 手話通訳者設置事業

障がいのある人のニーズ調査結果によれば、聴覚障がいのある人のうち約7割の方が手話通訳者・要約筆記者の派遣サービスの利用を希望しています。

そのようなニーズに応えるためにも、県等の団体が行う講演会・イベント等の広域的・公益的な催事に関して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障がいのある人の情報入手をはじめとしたコミュニケーション保障の環境整備を行います。また、多様化するニーズについては、市町村が行うコミュニケーション支援事業との整合性を図ります。

〈サービス利用希望(手話通訳者・要約筆記者派遣):聴覚障害のある人 (単位:%)

利用したい					利用したくない、利用する必要がない	合計
年1~5回	年6~10回	月1回	月2回以上	小計		
13.8	10.3	13.8	32.8	70.7	29.3	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より) 全回答数606人のうち有効回答数=232人

イ 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等養成研修事業

上記に掲げたニーズへの対応の実現には、支援に必要な人材の確保が急務です。

県内の手話通訳者等聴覚障がい者のコミュニケーション支援に携わるマンパワーの育成確保及びニーズに合った人材確保ができるよう奉仕員養成及び通訳者養成を体系立てて計画的に実施していきます。

また、視覚障がいのある人の情報の入手をはじめとしたコミュニケーションを保障するため、点訳・朗読奉仕員の養成も計画的に実施します。

(ア) 手話奉仕員入門講座

初心者を対象として年23回の研修を実施

(イ) 手話奉仕員基礎講座

入門講座修了者レベルの受講者を対象として年30回の研修を実施。修了者を県奉仕員として登録する。

(ウ) 手話通訳者準備講座

手話奉仕員養成研修の修了者を対象に、通訳者養成研修に入っていける人材の育成・レベルアップを図る。

(エ) 手話通訳者研修基本課程

県の手話通訳者の育成・確保のため、準備講座修了者レベルの受講者を対象として年23回の研修を実施する。

(オ) 手話通訳者研修応用課程

通訳者研修基本課程修了者を対象として、年23回の研修を実施する。応用課程修了者で、県が実施する手話通訳者登録試験合格者を県の手話通訳者として登録し、聴覚障がい者の要請に応じて派遣する。

(カ) 要約筆記者研修

要約筆記に関心のある者を対象として、年42回の研修を実施する。聴覚障がい、とりわけ中途失聴の特性を深く理解し、様々な場面に応じて話し手の話を分かりやすく表現し、パソコン等を使った要約筆記やノートテイクができる技術と方法を学ぶ。

(キ) 点訳・朗読奉仕員養成事業

点訳・朗読奉仕の技術と方法を学ぶ。

ウ 点字図書館の運営支援

無料又は低額な料金で、視覚障がいのある人の利用に供する点字刊行物、録音物、その他各種情報を記録したものの作成、提供や、点訳等を行う人の養成など、必要な便宜を提供する点字図書館の運営を支援します。

エ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳の方法により、県の広報紙を定期的に提供します。

(ア) 事業内容

a 県政だより点字版発行

鳥取県の発行する「県政だより」を点字に翻訳したものを作成し、県内の視覚障がいのある人に無料で配布する。

b 「声の広報」発行

鳥取県の発行する「県政だより」、視覚障がいのある人のための各種事業、福祉機器、その他視覚障がいのある人にとって有用な情報を録音テープに収録・複製して毎月発行し、県内の視覚障がいのある人に貸出しを行う。

c 「よりよい暮らしのために」録音版作成・配布

視覚障がいのある人のための各種福祉制度の内容・手続等をまとめたものを録音テープに収録・複製し、身体障害者手帳を新たに取得する視覚障がいのある人に対して配布する。

d 広報発行物点字版・録音版作成

鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープ収録・複製を行い、県内の視覚障がいのある人に無料で配布する。

(イ) 実施方法

当該事業を関係団体に委託し、視覚障がいのある人に真に必要な情報需要を把握し、これを提供することによって、日常生活上必要な情報の周知と社会参加の促進を図ります。

〈充実してほしいこと: 視覚障害のある人〉(複数回答)

(単位: %)

相談支援センターの整備	家庭内・外出時の支援	年金・手当などの経済的援助	福祉用具の給付・貸し出し	情報を得るために自分の考えを伝えるための手段の確保	医療費助成制度の充実	その他	合計
10.2	10.0	21.6	6.0	1.9	11.3	39.0	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数延1037人のうち有効回答数=延994人

オ 点字による即時情報ネットワーク事業

(ア) 事業内容

日本盲人会連合会の提供する新聞等による最新の情報を、適宜パソコン通信ネットワークを用いて点字プリンターで出力し、郵送等により提供します。

- a 政治、経済、社会情勢に関する一般的情報
- b 医療、福祉機器等に関する情報で特に身体障がいのある人が必要とする情報
- c スポーツ、文化に関する情報
- d その他必要な情報

(イ) 実施方法

当該事業を関係団体に委託し、視覚障がいのある人に最新の情報を提供することによって、日常生活上必要な情報の周知と社会参加の促進を図ります。

カ 字幕入りビデオライブラリー事業

字幕を挿入したDVDを製作し、希望に応じて聴覚障がいのある人に貸し出します。

(ア) 事業内容

聴覚障がいのある人の情報ニーズや余暇充実に向けて、利用者から要望のあった番組や作品の字幕ビデオ等を作成・購入して整備し、リクエストに応じて貸出しを行います。

(イ) 実施方法

- a ビデオ(DVD)制作の委託:聴力障害者情報文化センター(東京)へ委託
- b ビデオライブラリーの貸出し:鳥取県ろうあ団体連合会へ委託

〈充実してほしいこと: 聴覚障害のある人〉(複数回答)

(単位: %)

相談支援センターの整備	年金・手当などの経済的援助	周囲の理解	障害者の雇用・就労のための援助	情報を得るために自分の考えを伝えるための手段の確保	医療費助成制度の充実	その他	合計
9.0	19.9	8.0	7.7	6.9	10.9	37.6	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数延1299人のうち有効回答数=延1215人

キ 聴覚障がい者情報拠点機能の強化

聴覚障がいのある人等は、コミュニケーションや社会からの情報取得に大きな制約を受けておられます。

このため、県では、これまで聴覚障がいのある人等へのコミュニケーション保障を図る手話通訳者の設置・派遣や要約筆記者の派遣、日常生活における各種の問題に適切に対応するための聴覚障がい者相談員の設置などを進めてきたところです。

今後、聴覚障がいのある人等へのコミュニケーション保障や相談機能、更に字幕入りビデオライブラリー事業等の聴覚障がい者等の文化、レクリエーション等のニーズに対応するため、聴覚障がい者情報拠点機能の強化を既存施設の活用も含めて、関係団体と協議を進めていきます。

ク 障がいのある人のためのパソコンボランティア養成・派遣事業（新規）

障がいある人の情報通信技術の利用機会の格差を正を図るために、障がい者のパソコン使用を支援する指導するパソコンボランティアを養成するとともに障がい者の要望に応じて派遣するボランティアセンターを設置します。

(ア) 事業内容

パソコンに習熟し、障がい者等への支援に熱意を有する者を対象とした養成研修会を開催し、養成研修受講者をパソコンボランティアとして登録します。

(イ) 実施方法

在宅等の障がい者でパソコンボランティアの派遣を希望する者はボランティアセンターに申請していただくことにより、センターによる調整されたボランティアが派遣され、パソコン使用の支援・指導を受けることができます。

ケ 盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業

視覚と聴覚に重複して障がいのある人（以下「盲ろう者」という。）に対して通訳・介助者を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

また、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の事業実施と併せ、県が盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、また、現任者の資質向上に資することにより盲ろう者の様々なニーズにきめ細かに対応する体制を整えます。

(ア) 事業内容

a 盲ろう者通訳・介助員養成等研修事業

基礎課程、応用課程、現任研修会の3課程を東中西部輪番で開催、3課程の全てを終了した者を盲ろう者通訳・介助員として登録する。また、現在盲ろう者通訳・介助員として活動している者の現任研修等への旅費及び受講料を支給する。

b 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の通訳・介助のため、登録盲ろう者・通訳介助員を派遣する。

(イ) 実施方法

盲ろう者通訳・介助員養成等研修事業（研修参加費支給除く）及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業について、民間団体へ委託して実施する。

（8）社会参加促進事業

補助犬の育成、レクリエーション教室の開催等を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

なお、レクリエーション事業については、その障がいの特性に応じたものとなっているので、自閉症等発達障がいや高次脳機能障がいの人のニーズを踏まえた上で検討します。

ア 補助犬育成事業

(ア) 事業内容

自立や社会参加に効果が見込まれる身体障がいのある人に対し、希望により身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第2項から第4項までに定める犬をいう。以下「補助犬」という。）を貸し付け、その行動範囲の拡大や自立と社会参加の促進、福祉の増進を図ります。

(イ) 実施方法

補助犬希望者に対して、補助犬を貸与します。

a 盲導犬

- ・（社）鳥取県視覚障害者福祉協会を通じて貸与
- ・視覚障がい1級・2級の方を対象

b 介助犬

- ・（福）鳥取県身体障害者福祉協会を通じて貸与

- ・肢体不自由1級・2級の方を対象
- c 聴導犬
 - ・鳥取県ろうあ団体連合会を通じて貸与
 - ・聴覚障がい2級の方を対象

イ 障がい者社会参加推進センター設置事業

各障がい者団体の連携及び活動の充実、各障がいのある人に対する社会の理解等を促進するため、社会参加に必要な情報収集及び関係団体に対する指導助言等を実施する障がい者社会参加推進センターを設置・運営します。

ウ 知的障がい者レクリエーション教室開催事業

ア 事業内容

知的障がいのある人の社会参加や地域との交流を進めるため当事者団体が行うレクリエーション活動等に対して、県・市町村の地域生活支援事業の中で実施します。

イ 実施方法

参加者のニーズに沿った事業を効果的に実施するため、当事者団体が実施するレクリエーション教室開催の経費に対して助成します。

〈サービス利用希望(スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動):知的〉

(単位: %)

利用したい	利用したくない、利用する必要がない	合計
67.8	32.2	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数1181人のうち有効回答数=456人

エ 精神障がい者家族教室開催事業

(ア) 事業内容

精神障がいのある人の家族が障がいの特性や対応方法を学ぶ家族教室のうち市町村を越えて広域的な開催が必要なものについて関係団体と連携し、実施します。

(イ) 実施方法

各圏域ごとの実情に応じて事業を実施します。

(9) スポーツ振興事業

スポーツ活動を通じて、障がいのある人の体力増進、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、スポーツ指導員を養成するとともに、誰でも気軽に楽しめるニュースポーツ(ボッチャ、カローリング※など)等の体験・交流ができるスポーツフェスティバルの開催や各種のスポーツ大会の開催、全国レベルの障がい者スポーツ大会への参加を支援します。

※カローリングは、氷上でなく室内でカーリングができるように考案されたニュースポーツ。裏に3つのローラーの付いたプラスチック製のストーンを床の上に滑らせ、円形の目的地点に、より近づけることを競うゲーム。健常者・障がい者を問わず気軽に参加できる競技であり、体験・交流型スポーツとして人気。

ア 事業内容

- a 全国レベルの大会への参加
 - 全国障害者スポーツ大会派遣事業の実施
- b 障がい者スポーツの普及・啓発
 - ・鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会の開催
 - ・身体障がい者体育大会の開催
 - ・手つなぐスポーツ祭りの開催
 - ・精神障がい者スポーツ大会の開催

- ・全日本 Challenged アクアスロン皆生大会の開催
- ・スポーツフェスティバルの開催（新規）
- c 障がい者スポーツの人材育成
 - 障がい者スポーツ指導員養成事業の実施
 - 障がい者スポーツ教室の開催
- d 障がい者スポーツ団体の育成
 - 障がい者スポーツ振興基金等の事業を活用した競技団体の育成・支援

イ 実施方法

アに掲げる事業を障がい者スポーツ協会を中心に、障がい者団体、体育協会や県教育委員会事務局等の関係団体の協力の下、広く参加者を募るとともに、県民の方々に対する普及・啓発と参加や協働の実現を促進していきます。

なお、公共のスポーツ施設のバリアフリー化を推進します。

<充実してほしいこと:身体・知的・精神>(複数回答)							(単位:%)
気軽に相談できる相談支援センターの整備	年金・手当などの経済的援助	周囲の理解	雇用・就労のための援助	医療費助成制度の充実	スポーツ活動への支援	その他	合計
9.6	21.8	7.2	7.8	12.6	1.4	39.6	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より) 全回答数延18090人のうち有効回答数=延16866人

(10) 文化・芸術振興事業

障がいのある人の余暇活動の充実と文化・芸術活動を振興するため、「障がい者文化・芸術作品展等開催事業」（県内ののみならず他県連携も視野）を実施し、障がい者の文化・芸術に係る講演会、シンポジウム、作品展等を開催することにより、障がい者に対する理解の促進を図るとともに、交流の場を創出することにより、ノーマライゼーションの社会の実現を図ります。

また、障がいのある人が安心して活動に取り組める仕組みの構築や、作品の発表の場の整備を進め、障がい者アートの魅力を広く知ってもらうために、県内の優れた作品を常設的に展示でき、いつでも誰でも鑑賞できる環境の整備に向けての検討を行います。

<サービス利用希望(スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動):身体、知的、精神>
(単位:%)

利用したい	利用したくない、利用する必要がない	合計
57.6	42.4	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数8029人のうち有効回答数=2880人

(11) 障がい児・者地域生活体験事業

在宅の障がいのある人の地域移行や社会的自立を促進し、将来の単身生活などでの自立生活に備えるため、障がい者の日常生活のスキルアップのための体験の場を提供します。

ア 事業内容

障がいのある人の地域移行のため地域生活体験ホーム（一戸建て住宅）を開設する事業者に助成する市町村に対してその一部を補助し、生活体験の場を確保提供していきます。

イ 実施方法

将来の移行形態を想定し、一戸建て住宅の利用により、利用者のニーズにあった生活体験施設を提供していきます。

(ア) 事業実施場所

当該事業実施を目的として借り上げられた一戸建て家屋

(イ) 事業実施箇所数

西部 3か所

8 県が実施する地域生活支援事業に係る見込量

(1) 専門性の高い相談事業【表73】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	2	3	1	1	1	県の拠点は1か所(エール)とする
			実績	1	1					
障害者就業・生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3	3	3	3	該域ごとに1か所設置
			実績	3	3					
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	6	6	6	6	6	6	各圏域2か所で事業実施
			実績	6	6					
高次脳機能障がい普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	鳥取大学附属病院に拠点設置
			実績	1	1					

(2) 広域的な支援事業

相談支援体制整備事業【表74】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	
地域自立支援協議会設置事業	実施の有無	-	計画	有	有	有	有	有	毎年度地域自立支援協議会を開催
			実績	有	有				

(3) 障がい者福祉従業者研修事業【表75】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	
サービス提供責任者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	40	40	第2期計画の計画受講者数を確保
			実績	24	44	35			
サービス従業者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	40	40	第2期計画の計画受講者数を確保
			実績	35	41	36			
障がい福祉従事者分野別基礎研修	受講者数	人	計画	120	120	120	120	120	第2期計画の計画受講者数を確保
			実績	155	105	120			
障害程度区分認定調査員等研修	受講者数	人	計画	100	100	100	100	100	第2期計画の計画受講者数を確保
			実績	86	73				
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	40	40	40	40	40	第2期計画の計画受講者数を確保
			実績	14	11	28			
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	40	40	第2期計画の計画受講者数を確保
			実績	19	8	25			
	法の円滑な施行準備のための研修	人	計画				80	80	養成、現任研修の受講者数を確保
			実績						
	専門コース別研修	人	計画				40	40	現任研修の受講者数を確保
			実績						
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画				30	30	2期計画の計画受講者数を確保
			実績						
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	30	30	2期計画の計画受講者数を確保
			実績	24	12	26			
サービス管理責任者研修	受講者数	人	計画	150	150	150	110	110	受講者数の減少が見込まれること、分野別演習の充実を図ることから減
			実績	134	123	97			
児童発達支援管理責任者研修(仮称)	受講者数	人	計画				19	19	サービス管理責任者研修から分離
			実績						
障がい者グループホーム・介助世話人研修	受講者数	人	計画				100	100	研修の実施体制を考慮
			実績	95	91	118			
行動障がい者支援研修	受講者数	人	計画				20	20	研修の実施体制を考慮
			実績	101	190				
要介助高齢精神的障がい者支援研修	受講者数	人	計画				50	50	研修の実施体制を考慮
			実績	112	125				
地域移行支援研修	受講者数	人	計画				30	30	研修の実施体制を考慮
			実績						

(4) 盲人ホーム運営支援【表76】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	米子市内に1か所設置
			実績	1	1					

(5) 生活訓練事業【表77】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
生活訓練事業	年間利用者数	人	計画	2,904	2,977	3,020	3,380	3,430	3,480	第2期計画の実績を踏まえ算出
			実績	2,954	3,002					

(6) 情報支援等事業【表78】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
手話通訳者設置事業	設置数	人	計画	3	3	3	4	4	4	
			実績	3	4					
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	31	38	45	30	30	30	第2期計画の実績を踏まえ算出
			実績	15	14					
	登録者数	人	計画	27	30	33	36	39	42	実績を踏まえ各年度受講者の半数(3人)の登録を見込む
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	人	計画	220	220	220	200	200	200	第2期計画の実績を踏まえ算出
			実績	145	142					
	登録者数	人	計画	52	64	76	67	79	91	需要の増加及び、第2期計画の実績を踏まえ、各年度12人の登録者を見込む
			実績	40	38					
要約筆記奉仕員養成研修事業	受講者数	人	計画	50	55	60				平成24年度から要約筆記者の養成を実施するため廃止
			実績	24	41					
	登録者数	人	計画	66	73	80	58	46	34	要約筆記者への登録を考慮し、登録者減
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画				40	40	40	制度改正によるカリキュラムの変更を考慮
			実績							
	登録者数	人	計画				12	24	36	要約筆記奉仕員からの登録を考慮
			実績							
点訳朗読奉仕員養成研修	受講者数	人	計画	130	135	140	100	100	100	第2期計画の実績を踏まえ算出
			実績	70	60					
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	12	15	15	15	15	15	第2期計画の実績を踏まえ、算出
			実績	14	13					
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	30	35	35	35	35	35	普及啓発の強化により年間35人を見込む
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	人	計画	700	750	800	850	900	950	普及啓発の強化により各年度15人増を見込む
障がいのある人のためのパンボラティ養成・派遣事業	年間利用者数	人	計画				60	120	120	年間120人を見込む
			実績							

(6) 社会参加促進事業【表79】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
			実績	0	0					
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	1	1					
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	15	15	15	第2期計画の開催回数を確保
			実績	13	13					
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	3	3	3	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
			実績	12	12					

(7) スポーツ振興事業【表80】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
スポーツ振興事業	協会新規 加盟団体 数		計画	2	2	2	2	2	2	各年度2団体の新規加盟を見込む
			実績	2	2					

(8) 障がい児・者地域生活体験事業【表81】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
障がい児・者地域生活 体験事業	年間利用 者数	人	計画	84	92	100	60	60	60	グループホーム型の廃止による利用者の減を踏まえ、年間60人の利用を見込む
			実績	31	10	-				

9 県が独自に実施するその他の主な地域生活支援に関する事業

(1) 地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）

市町村が予定している地域生活支援事業について、国費の不足により市町村に過大な負担が生じないよう市町村に対してその経費の一部（1/4）を補助することにより、市町村の主体的な取組を促進します。

また、市町村自らが行うサービス格差是正の取組については、情報提供など、県においても協力していきます。

(2) 「受診サポート手帳」作成・普及啓発事業

コミュニケーションをとることが苦手な障がいのある人が、医療機関による診察の際に留意してもらいたいことや、主治医からの注意事項などの情報を記載した「受診サポート手帳」を診療前に提示することにより、円滑な診療が行えるようにします。

(3) 総合療育センター遠隔診療実施事業

常時医療を必要とする重症心身障がい児・者に対し、自宅で安心して暮らせるよう、遠隔診療システムによる医療的支援を提供し、自宅における生活を支援します。

(4) 障がい児・者在宅生活支援事業

障がい児・者のニーズが高いものの、障害者自立支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定める障がい児・者在宅生活を支える事業を実施する市町村に対して補助します。

(5) 小規模作業所等支援事業

難病及び関節リウマチの人の就労や日中活動等を支援する事業所について、地域生活を支える社会資源として重要な役割を果たしていることから、一定期間その運営を行う事業者等に助成する市町村に対して経費の一部を補助することにより、難病及び関節リウマチの患者の自立や社会参加を促進します。

また、小規模作業所から新事業体系に移行して間もない事業所等に対し、適切かつ円滑な運営が行えるよう一定期間相談等の支援を行います。

(6) 難病患者支援事業

難病患者や家族の支援については、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を実施する市町村への助成、医療や生活の相談などを行います。また、鳥取県難病相談・支援センターを設置し、個別相談、患者同士の交流や患者（家族）会の育成、支援等を行っています。（ただし、市町村への助成事業については、関節リウマチの患者を含みます。）

(7) てんかんのある方への支援事業

てんかんがある方が、地域でその人らしく安心して暮らせるよう、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、医療、福祉、就労、教育などの関係機関が連携しながら、支援体制の構築に努めます。

(8) 災害時要援護者支援事業（新規）

鳥取県においては、市町村における障がい者を含めた災害時要援護者の避難支援プランの策定を支援するため、「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」を策定しており、市町村においては、この指針を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとしています。引き続き個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者名簿の作成や個別計画の作成を市町村に働きかけていきます。

また、福祉保健部においては、東日本大震災における課題を踏まえ、災害時における障がい者の平成17年策定の「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」を見直すこととしており、改訂後、当該指針を参考とした防災マニュアルを市町村が策定され、障がい者がスムーズに避難できる体

制が図られるなど、災害時要援護者に配慮した市町村の防災対策がより推進されるよう市町村に働きかけを行っていきたいと考えます。

資料1

第3期鳥取県障害福祉計画の策定経過

月日	事 項	内 容
H23 6.6	第3期計画の策定に係る市町村連絡会	・第3期計画策定に向けての市町村と県との打合せ等
9.9	第1回県障害者施策推進協議会	・第3期計画の内容の方針及び今後のスケジュールについて承認
9.15	第1回県自立支援協議会	・第3期計画の策定状況について報告及び意見交換
10.26	第1回県自立支援協議会運営委員会	・第3期計画の策定状況について報告及び意見交換 ・第3期計画の策定に係る目標数値等の検討
11.4	第2回県障害者施策推進協議会	・第3期計画の策定状況について報告及び意見交換 ・第3期計画の策定に係る目標数値等の検討
11.15～17	各福祉保健局と障害福祉計画に係る連絡会	・第3期計画の圈域調整等の打合せ等
11.28	第2回県自立支援協議会	・第3期計画の策定状況について報告及び意見交換 ・第3期計画の策定に係る目標数値等の検討
H24 1.10	第3回障害者施策推進協議会及び第3回県自立支援協議会	・第3期計画案の検討
1.20	県議会常任委員会	・第3期計画案について概要報告
1.25	パブリックコメント(～2.22)	
3.8	第4回障害者施策推進協議会及び第4回県自立支援協議会	・パブリックコメント等の意見を踏まえた第3期計画修正案の検討

資料2 烏取県障害福祉計画の策定に参画した委員名簿

〈鳥取県施策推進協議会委員〉

区分	氏名	所属・職名
学識経験者	大野 耕策	鳥取大学医学部附属病院脳神経小児科科長
	田中 貴子	権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」会員
	永江 淑子	倉吉市北谷地区民生児童委員協議会会长
障害者関係団体	金築 衛	県身体障害者福祉協会理事
	市川 正明	(社)鳥取県視覚障害者福祉協会会长
	石橋 大吾	県ろうあ団体連合会事務局長
	日下部 孝雄	県手をつなぐ育成会副会長
	岡本 ちえ	全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部会員理事
	遠藤 倭文子	県精神障害者家族会連合会理事
	乾 和子	(特非)鳥取県自閉症協会理事長
	西尾 健治	県腎友会会长
	村岡 信壽	鳥取盲ろう者友の会会长
	森田 多賀枝	県高次脳機能障害者家族会会长
障害福祉サービス事業者	杉原 雄嗣	(特非)鳥取県断酒会副理事長
	藤原 美江子	(特非)このゆびと一まれ理事長
	小谷 秀彰	中部障害者地域生活支援センター管理者
関係行政機関	渡部 恵子	(特非)あかり広場代表理事
	谷口 仁志	伯耆町総合福祉課長兼福祉事務所長
	福井 伸一郎	倉吉市教育長
	平岡 富士男	鳥取労働局職業対策課長
	小計	20名

〈鳥取県地域自立支援協議会委員〉

区分	氏名	所属・職名
発達障がい	北原 信	発達障がい者支援体制整備検討委員会
就労	森本 信行	小規模作業所等工賃3倍計画検討委員会
地域移行	青戸 忍	(西部)地域移行支援推進会議
障がい一般	大野 耕策	県障害者施策推進協議会(施策協と重複)
福祉一般	小林 勝年	県社会福祉審議会(心身障害福祉専門分科会)
東部圏域代表	小河 和泉	東部四町障害者地域自立支援協議会
	谷口 博信	(市町村代表)
中部圏域代表	森次 太	中部障害者地域生活支援センター
	進木 智朗	(市町村代表)
西部圏域代表	中島 哲朗	西部障害者自立支援協議会
	古徳 健雄	(市町村代表)
県障がい福祉課長	足立 正久	
小計	12名	